

## 第5章 政治分野の開発

### A. 総論

本章では、国家開発の第一のプライオリティー、すなわち民主的な政治システムの構築、および国家統一と団結の維持に関するさまざまな政策とプログラムについて述べる。

現在、インドネシアの政治システムは民主化の真っ只中にあり、これは国政の発展、および国家統治を支える他のシステムの発展にも様々な影響をもたらす。こうした民主的政治システムの開発は、インドネシア共和国の領土を維持すると共にインドネシアの統一と団結を強化し、全インドネシア国民にとっての社会平等および福祉の達成を目指すものである。

民主的な政治システムの開発の成功には、国内情勢だけでなく、国際的な政情にも大きく影響される。また、民主的な政治システムの構築は、癒着・汚職・縁故主義と無縁で、プロフェッショナリズムを兼備した為政者が不可欠である他、マスメディアや報道機関、および国内外の情報網を有効活用しなければならない。

国内政治分野で現在、インドネシアが直面している問題は、以下のようなものである。

- ・ 国家の最高決議機関(国民協議会・MPR)および高等機関(司法・立法・行政)の間に権力の不均衡がある。
- ・ 憲法(1945年憲法)およびその他の法令が変貌する社会状況にまだ対応できない。
- ・ 様々な対立・衝突が起きやすい社会状況。
- ・ 特定の外国勢力に対して擁護・支援を求める民族分離気運の高まり。
- ・ 暴動や自らの意見を他者に強制する傾向がある身勝手な示威行動の多発。

これ以外にも、過去の政治システムの負の遺産として、次のような問題がある。

- ・ 国家公務員(PNS)、インドネシア国軍(TNI)、インドネシア警察(Polri)が非中立的で、権力者に与している。
- ・ 行政に対する国民の監視の弱さに起因する癒着・汚職・縁故主義の蔓延。
- ・ グッド・ガバナンスの未確立。
- ・ 行政機関と手続きの弱さ。
- ・ 人的資源の能力不足。
- ・ 一般行政ならびに開発を支える施設・インフラの不備。

外交および国際政治に関する基本的な問題は、政治経済のグローバル化に対応するための準備が出来ていない、国際政治におけるインドネシアの立場の弱さがある。また、インドネシアは、世界的競争力をつけてグローバル時代の挑戦に応えるために、また国民の教育レベルや政治意識を高めるために、IT(情報通信技術)の進歩を最大限に活用する能力を備えていない。

第5章では、国内政治、外交、行政、通信、情報、マスメディアなどのサブ・セクターを包括した政治分野の開発プログラムについて説明する。

### B. 政策指針

1999-2004年国策大綱に則った政治分野の開発の指針は、次のとおりである。

#### 1. 国内政治

- a. ビネカ・トゥンガル・イカ(多様性の中の統一)をモットーとする統一国家インドネシア共和国の存続を強化する。社会、国民生活、国政における緊急課題を解消するため、法律に基づいた各政治勢力の和解策を講じる。

- b. 国家の統一と団結、および1945年憲法の前文の精神を守りつつ、国民のニーズおよび改革の要求に対応して1945年憲法の改正を行う。
- c. 行政・立法・司法の三権分立と相互関係に関する原則を手引に、それぞれの機能、権限、責任を確認し、国民協議会(MPR)、国民議会(DPR)、およびその他の国家高等機関の役割を高める。
- d. 政治関連法令の改正を通し、主権在民と民主主義の原則に則った開かれた政治システム、多様な政治的立場を尊重する政党システム、民主的な総選挙システムの開発を実行する。
- e. 国民の要望と利益を守り、国家機関の実績に対する効果的な管理機能を開発するための政党の自主性を高め、国内政治における大衆組織、有識者グループ、NGO団体などの影響力、機能、参加を高める。
- f. 建国5原則パンチャシラおよび1945年憲法に基づき、民主的で、民意に対応し、法治国家および人権を尊重する政治文化を築くため、社会全般に対する政治教育を集中的かつ総合的に高める。
- g. 平等および差別反対の原則を社会生活に浸透させる。
- h. 民主的で、直接投票により、有権者全体を対象として、自由、無記名、公正、平等で、文明的な方法による、より厳正な総選挙を、遅くとも2004年までに、中立的なNGO組織により実施する。
- i. 進歩的で、団結し、平和を重んじ、民主主義、寛容性、社会福祉に基づき、ダイナミズムにあふれ、豊かで平等なインドネシア社会と民族の創出を目指し、強靱な国民性の構築(nation and character building)を行う。
- j. 国政におけるインドネシア国軍の役割の新たな位置付けと再定義により、インドネシア国軍の新しい規範作りを進める。インドネシア国軍は、国家の最高決議機関である国民協議会を通じ国政に参加する。

## 2. 国際関係

- a. 自由で主体的、さらに国益重視のインドネシアの外交路線を明確化し、発展途上国同士の結束に重点を置き、各民族の独立闘争を支援し、あらゆる形での植民地主義を否定し、民族の自立を高め、国民の福祉のための国際協力を促進する。
- b. 国民の利益と生活に繋がる国際条約および国際協力を締結する場合は、議会の承認を必要とする。
- c. 国際社会におけるインドネシアのイメージを改善し、国民と国益を保護し、国益促進のためのすべての好機を利用するため、外交に携わる政府要員の質と実績を改善し、能動的な外交をあらゆる分野で実行する。
- d. 地域内の安定、協力、開発を維持するにおいて、外交の質を高め、地域および国際経済協力を通して、経済再建と国家開発を早める。
- e. 特にAFTA、APEC、WTOなどに基づく自由貿易に備えて、あらゆる分野における自由貿易の受入れ体制を整える。
- f. 犯罪人の送還条約を友好国と結び、刑事事件解決のために送還手順を合理化する。
- g. 国境を共有する隣国とあらゆる分野での協力関係を築き、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国との協力を促進し、地域内の安定、開発、福祉を維持する。

## 3. 行政

- a. 現行法令に基づく最大の制裁の適用により、すべての為政者・政府要員から癒着・汚職・縁故主義を一掃し、政府内部の監視システムおよび国民の監視機能を強化し、倫理・道徳を高める。
- b. 福祉およびプロフェッショナリズムの改善により政府要員の質を高め、表彰と懲戒の原則に基づき、能力に基いたキャリア・システムを適用する。
- c. 法および人権を尊重しながら、政府高官と要員の在職中と退職後における資産調査を行う。
- d. 国民に対する奉仕を高めるために官僚のプロフェッショナリズムと機能を改善し、透明かつクリーンで職権の乱用と無縁な方法をもって国家資産の運用を可能にするため、官僚のアカウントビリティ(報告責任)の徹底をはかる。
- e. 癒着・汚職・縁故主義と無縁で、責任感にあふれ、生産的で効率的な、プロフェッショナルな国家運営を可能にするため、国家公務員および国軍兵士・警察官の福祉を改善する。

- f. 国家公務員の政治的権利を守りながら、国家公務員の政治的中立性を確立する。

#### 4. 情報通信とマスメディア

- a. 国民の教育レベルを高め、国家の統一と団結を強化し、優れた国民性を形成し、情報通信施設・インフラ利用者の権利を保護するため、在来型および最新型のマスメディアを通して通信の役割を高める。
- b. グローバル化時代における国民の競争力を高めるため、情報通信技術の研究と応用を通して、各分野の情報通信の質を改善する。
- c. 報道の自由を認める一方で、報道機関がプロフェッショナルかつ誠実で、報道倫理を守り、法と人権を尊重するよう、報道の質と報道関係者の福祉を改善する。
- d. 国家開発を支持し、国家の統一と団結を強化するため、中央・地方間および各地方間の情報通信網を開発する。
- e. 国際社会において国益を守るため、特に海外における情報機関、スタッフ、施設・インフラを強化する。

### C. 開発プログラム

#### 1. 国内政治

国内政治の発展は、主権在民と民主主義の原則に基いた開かれたな政治システムの創出のため、他の分野と同時進行することが望ましい。そこで、国内政治の開発プログラムとして、政治機構改善プログラム、政治プロセスの質向上プログラム、政治文化育成プログラムの3つのプログラムを実行する。

##### 1.1 政治機構改善プログラム

このプログラムの目的は、国政の動向、民意、国際情勢の推移に対応した憲法の改正、民主的な政治組織の育成、国家公務員、警察、軍の中立化、およびこれらの実行メカニズムの確立である。

このプログラムの目標は、国家機関がそれぞれの役割、機能、職務を遂行し、抑制と均衡のメカニズムを応用するための能力を高め、明らかな権力の分散と均衡化をはかることを核とした民主的な政治機構を構築することである。

このプログラムの基本活動を以下の通りである。

- (1) 1945年の内容を研究し、吟味する。
- (2) 国家の統一・団結の強化に関する国民協議会決議第V/MPR/2000号の施行法令を準備する。
- (3) インドネシア国軍およびインドネシア共和国警察の役割に関する国民協議会決議第VII/MPR/2000号の施行法令を準備する。
- (4) 1945年憲法の改正における優先事項を検討・考察する。
- (5) 司法・立法・行政機関の権力の均衡化をはかる。
- (6) 国家と国民、中央と地方の責任と権限の均衡化をはかる。
- (7) 各地方の潜在能力と発展の見込みに基づき、地方間の相互関係を強化する。
- (8) ジェンダー間の平等に関する情報伝達、教育、支援を実行する。
- (9) 段階的かつ体系的に、国家公務員、軍、警察の中立化を進める。
- (10) 各機関がその役割と機能を最大限発揮できるよう、軍と警察の分離に関する国民協議会決議第VI/MPR/2000号に則り、軍と警察の任務および役割の分担を具体化する。
- (11) クリーンで、プロフェッショナルで、政治的に中立な政府官僚システムを確立する。
- (12) 国民協議会、国民議会および地方議会の構成と位置付けに関する法律を改正する。
- (13) 大統領府に関する法律を準備する。

##### 1.2 政治プロセスの質向上プログラム

このプログラムの目的は、総選挙実施の質および政党・大衆組織の質を改善し、国民の行政参加を高める

ことである。

このプログラムの目標は、民主的で透明な総選挙を実現し、透明で国民に責任を負った(アカウンタブル)な国家指導者の淘汰システムと選任メカニズムを築き、民意伝達の手段を確立することである。

ここでの基本的な活動を以下に挙げる。

- (1) 総選挙法の改正などにより、総選挙実施の透明性および責任範囲を高める。
- (2) 総選挙実行機関の信頼および独立性を高める。
- (3) 大衆組織法の改正などにより、民意に基づき選出された政治組織や大衆組織を通じた結社・集会の自由を全国民に対して保証する。
- (4) 政党法の改正などにより、各自の政治的な確信と利害に基づく政治活動の自由を国民に対し保証する法令を整備する。

### 1.3 政治文化の育成プログラム

このプログラムの目的は、政治的権利と義務についての国民の認識と理解を高め、国民の情報伝達手段の質および政治管理能力を改善し、進歩的で、団結し、平和を重んじ、民主主義、寛容性、社会福祉に基づき、ダイナミズムにあふれ、豊かで平等なインドネシア社会の創出を目指し、国民性の構築(nation and character building)を行うことである。

このプログラムの目標は、青年層を含む全国民に対し、国家政治システムの中での地位、役割、機能に従ったそれぞれの政治的権利と義務を最大限に満たすことである。

このプログラムの具体的な活動を以下の通りである。

報道関係者のプロフェッショナリズムと倫理観の向上を通し、自由な報道機関の健全かつ責任ある成長を保証する。

- (1) 民主的な政治文化を創出し、民主化の過程における行過ぎを防ぐ。
- (2) 全国民が平等かつ責任を持って政治的な権利・義務を遂行することを奨励するにあたり、ジェンダ\_の平等に対する認識を高める。
- (3) 青年層を対象に、政治、民主主義、民族主義的ビジョンについての教育を実施する。
- (4) 青年層を対象に、社会・国民生活および国政における連帯および反差別主義の原則を広め、実施を促す。

## 2. 国際関係

外交および国際関係は、国内外の情勢の動向に左右される。また、外交および国際関係の実績は、直接・間接的にインドネシアの対外政策に影響を与える国内政治の実績にかかっている。反対に、インドネシアの対外政策は、地域および国際レベルの国際関係システムにおける基本的な変化による影響も受ける。今後のインドネシアの対外政策においては、国家間の平和、独立、社会正義を優先し、国益が最大限に守られるように積極的に推進されることが期待される。国際関係においては、対外政策および外交の強化プログラム、国際経済協力促進プログラム、犯罪人の送還条約拡張プログラム、二国間・地域間・グローバル/多国間協力促進プログラムの4つを実行する。

### 2.1 対外政策および外交の強化プログラム

このプログラムの目的は、インドネシアの自立、国際的イメージと信用の回復、国民の福祉改善といった国益を重視した二国間・地域間・グローバル/多国間協力事業におけるインドネシアの役割・機能を高めることである。

このプログラムの目標は、各種の国際協力事業におけるインドネシアの役割・機能を高めるべく、外交を担当する政府要員の質と実績を高め、外交面における施設・インフラを改善することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 外交に関する調整・協議メカニズムを改善する。
- (2) 外交を担当する政府要員の質、特に、プロフェッショナリズムと外交技術の向上をはかる。

- (3) 外交および対外政策を担当する政府要員の能力および責任を高めるための法令を制定する。
- (4) 迅速かつ正確で、信用性があり、頼りになる情報をタイムリーに提供するため、海外の情報施設・インフラを拡充する。
- (5) 外交を実行するための施設・インフラを拡充する。
- (6) 在外インドネシア国籍者・法人の権利および利益に対する擁護と法的支援を高める。
- (7) 海外における外交政策を支援するため、在外インドネシア人および現地の有識者に対するアプローチを密にする。
- (8) 国民から幅広い支援を得るため、対外政策に関する情報の普及をはかる。

## 2.2. 国際経済協力促進プログラム

このプログラムの目的は、諸外国からの経済再建支援獲得の機会および可能性を追求し、これを促進することである。

このプログラムの目標は、国家経済の再建と改善、および国民福祉の向上をはかるため、インドネシアに対する海外援助を促進することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 経済・通貨危機対策として、国際金融機関の支援を含む国際協力を促進する。
- (2) 通商・投資・金融関連協力事業、科学技術・観光関連協力事業を維持・促進し、インドネシア製品・サービスの海外市場参入をはかる。
- (3) 世界貿易機関 (WTO) の会議などを通じ、国益を促進する。
- (4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)、アジア太平洋経済協力会議 (APEC)、アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) などを通じて、アジア太平洋沿岸地域における経済協力事業を推進し、アジア・ヨーロッパ会議 (ASEM) などを通じて地域間の協力事業を促進する。
- (5) 国連、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、77カ国グループ協力会議の枠組み内で、南南および南北の協力事業を促進する。
- (6) 発展途上国にとって不利な貿易関連障壁の撤廃を、工業国に対し働きかける。
- (7) インドネシア人労働者の海外就労機会を拡大する。

## 2.3 犯罪人の送還条約拡張プログラム

このプログラムの目的は、国際犯罪撲滅と保安活動のための国際協力を高め、犯罪事件解決のために犯罪人の送還を行うための外交手続きを円滑化することである。

このプログラムの目標は、国際犯罪撲滅のための国際協力が育成され、諸外国と犯罪人の送還に関する条約が結ばれることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 1979年送還法第1号を改正する。
- (2) 違法薬物、火器、その他違法物品の密輸入、外国人の不法入国の手助けといった国際犯罪の撲滅をより重点的に行う。
- (3) 全国的な保安作戦の効果を高めるため、国際協力を促進する。

## 2.4 二国間・地域間・グローバル／多国間協力促進プログラム

このプログラムの目的は、政治、社会、文化、国防治安分野に関連する二国間・地域間・グローバル／多国間協力の促進である。

このプログラムの目標は、相互利益に基づき各分野における国際協力を達成し、アジア・太平洋圏およびその他の地域の政治的な安定を築くことである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 平和、自由、中立、反核主義に基づき地域の安全保障に努め、国際秩序を守るため、ASEAN諸国、ア

ジア太平洋諸国、その他の国際地域の協力を促進する。

- (2) 統一国家インドネシア共和国領土の防衛・維持のために外交を強化するべく、国家間の協力と連帯を高める。
- (3) 途上国家の発展に貢献する国際関係を築くため、平和、公正、福祉の理念実現を努力する。
- (4) 国家利益および世界平和に貢献すべく、政治、人権、保安、安全保障、経済、法律、社会文化、人道問題の協議におけるインドネシアの参加を高める。
- (5) 国際連合や、イスラム諸国会議機構(OIC)、石油輸出国機構(OPEC)、国際電気通信連合(ITU)、世界観光機関など、インドネシアが加盟している国際機関の改善のため、多国間・地域間・二国間対話によるアプローチを継続する。
- (6) 貧困削減プログラム分野の国際協力事業を促進し、十分な食糧備蓄(food security)を達成する。

### 3. 行政機関

行政機関は、一般行政および開発の成功を左右する非常に大きな役割を担う。行政機関の改善のために、政府官僚監視プログラム、組織機構・行政体系整備プログラム、公共サービス改善プログラム、人的資源能力開発プログラムを実行する。

#### 3.1 政府官僚監視プログラム

このプログラムの目的は、癒着・汚職・縁故主義と無縁で、クリーンな、威厳ある政府官僚を確立することである。

このプログラムの目標は、規則の徹底、中央・地方におけるシフ要員の実績およびプロフェッショナルリズムの向上により、国家機関における癒着・汚職・縁故主義を撲滅することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 透明で国民に対して報告責任を負う監視情報システムを開発する。
- (2) 計画、モニタリング、管理、報告の質改善政策に対応した監視情報システムを開発する。
- (3) 政府内部の会計監査機関の倫理およびモラルを強化し、内部監査結果に対するフォローアップおよび国家公務員のための規則確立をはかる。
- (4) 「癒着・汚職・縁故主義と無縁な行政機関に関する 1999 年法律第 28 号」を一貫して実施する。
- (5) 政府機関の基本任務および機能の実績評価指標として、政府機関実績アカウンタビリティ (AKIP) システムを作成・開発する。
- (6) 監査を担当する政府官僚の組織機構の合理化をはかる。

#### 3.2 組織・行政体系整備プログラム

このプログラムの目的は、一般行政、および地方分権に焦点を当てた開発に関する組織および行政体系を立て直すことである。また、これを支えるのが、より効果的・効率的な公文書管理の実施である。

このプログラムの目標は、効果的・効率的な組織を整備し、地方自治の実施を支援するため、中央政府、州政府、県／市政府間の協力関係および各管轄の区分に関する行政体系を確立することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 省庁、省庁以外の政府機関(LPND)、さらに地方政府の組織の効果的・効率的な再編をはかる。
- (2) 中央および地方における政府、国営企業(BUMN)、地方政府企業(BUMD)の職位構成を改善する。
- (3) 地方自治の実施を支援するため、中央政府、州政府、県／市政府間の協力関係および各管轄の区分に関する法令を整備する。
- (4) 計画、予算・出納、監視、モニタリング、報告の各システムを整備する。
- (5) 国家の公文書管理システムを整備する。
- (6) 特に経済再建を支援する開発政策の行政事務を改善する。

### 3.3 公共サービス改善プログラム

このプログラムの目的は、中央・地方政府の各業務ユニット別の機関実績アカウントビリティー（AKIP）システムに従い、行政分野における公共サービスの質を高めることである。

このプログラムの目標は、中央・地方政府の各業務ユニットにおいて、迅速かつ正確で、低コストでありながら満足のゆく公共サービスを提供することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 特定の公共サービスの実施における一般社会の参加を図る。
- (2) 迅速かつ正確で、低コストでありながら透明で、一切の差別を排除した満足のゆく公共サービスの基準を設け、これを実行する。
- (3) 国家機関による国民のための公共サービスに関する評価基準として、国民満足度指標を開発する。
- (4) 市場メカニズムに対する阻害要因を健全かつ最適な方法で取除くため、特に経済分野における政策の自由化と官僚主義の排除をはかる。

### 3.4 人的資源能力開発プログラム

このプログラムの目的は、最大限に任務と機能を果たすことができるよう、政府官僚の質、プロフェッショナルリズム、技能を高めることである。

このプログラムの目標は、一般行政および開発を推進するための、プロフェッショナルで質の高い政府官僚を育成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 1999年法律第22号および1999年法律第25号の実施、および政府機関の廃止、新設、合併、改造後の状況に従い、国家公務員の再編および再配置を行う。
- (2) より透明かつ客観的で、競争的な国家公務員の採用システムを確立する。
- (3) 国家公務員の他の部署或いは地方への異動を決定する場合の指標となる、客観的で透明な、国家公務員の職位別能力記事運、実績評価システム、キャリア育成・開発システムを作る。
- (4) 現場の需要に応じて、的確で選択的な公務員教育訓練システムを開発する。
- (5) 効果的・効率的な国家公務員管理システムにより、国家公務員の人数調整および質改善をはかる。
- (6) 公務員が、現職中のみならず退職後も十分な水準の生活を送れるよう、公正で、透明な国家公務員の給与体系を編成する。
- (7) 国家公務員の一貫した褒賞・懲戒システムを編成し、これを実施する。
- (8) 一般行政および開発の実行における公務員の中立性を確立する

## 4. 情報通信とマスメディア

情報通信とマスメディアは、民主的政治システムの開発の成功を左右する他、国民の知的生活に大きく関係する。情報通信とマスメディアの開発においては、情報通信・マスメディア開発プログラム、報道・情報・マスメディアのインフラ改善プログラム、開発に関する情報サービスの質改善プログラムを実行する。

### 4.1 情報・通信、マスメディアの開発プログラム

このプログラムの目的は、それぞれの役割と機能に基づき、各グループ間、政治組織・国民間で行われる情報交換およびコミュニケーションの向上および充実をはかることである。

このプログラムの目標は、自由で透明な情報交換を通じて、国民の政治に対する認識を向上させ、よりオープンな政治管理メカニズムを創出することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 情報通信およびマスメディアに関連する法規を制定・改正する。
- (2) 情報技術(IT)に関する政策を策定する。
- (3) 情報需要に対応できるメディアの開発を国民が自主的に行うことを奨励する。

- (4) インドネシア社会の全階層に対して均等に情報を伝達する努力を支援する。
- (5) 良質な民間テレビ局および公共報道機関の発展を促し、そのための便宜を与える。
- (6) マスメディアが社会・政治に対する管理機能を実行するための自由を保証する。
- (7) 情報通信およびマスメディアの研究・サービス・監視を行う機関を育成する。
- (8) 情報通信開発のための研究を促進する。

#### 4.2 報道・情報、マスメディアのインフラ改善プログラム

このプログラムの目的は、政治および社会・文化に関する情報の普及、集成、発信をはかるために、情報通信インフラを質・量共に充実させることである。

このプログラムの目標は、あらゆる種類の既存情報メディアを用いて国民の情報需要を満たすことである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 政府および民間が透明な相互コミュニケーションを支援する情報センターを育成するための機会を開く。
- (2) 国益を促進するため、中央、中央・地方間、各地方間、および世界各国との情報通信網を建設する。

#### 4.3 開発に関する情報サービスの質改善プログラム

このプログラムの目的は、政治情報の普及および国民の行政参加を促すため、国民による国民のための情報網を改善することである。

このプログラムの目標は、国民の情報選択能力を高め、国民と国民の間に不信感が生じることを回避し、国家の統一を脅かす国民間の情報取得能力の格差を解消することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 開発プログラムに関する情報だけでなく、国民の需要に対応した情報を提供し、普及をはかる。
- (2) 国内情報サービスの充実をはかる。
- (3) 国際情報サービスの充実をはかる。

マルチメディア情報サービスの充実をはかる。

D. 政治分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1.	<p>1. 国家の統一と団結、および1945年憲法の前文の精神を守りつつ、国民のニーズおよび改革の要求に対応して1945年憲法の改正を行う。</p> <p>2. 行政・立法・司法の三権分立と相互関係に関する原則を手引に、それぞれの機能、権限、責任を確認し、国民協議会(MPR)、国民議会(DPR)、およびその他の国家高等機関の役割を高める。</p> <p>3. 国政におけるインドネシア国軍の役割の新たな位置付けと再定義により、インドネシア国軍の新しい規範作りを進める。インドネシア国軍は、国家の最高決議機関である国民協議会を通じ国政に参加する。</p>	政治機構の改善	<p>1. 国の権力を抑制し、思想の自由、インドネシア国籍者間の平等、法治国家、経済的平等、性/ジェンダー差別を含む差別行為の否定を保証することのできる憲法が確立される。</p> <p>2. 任務、機能、権限を効果的に遂行する、癒着・汚職・縁故主義と無縁な組織体系が構築される。</p> <p>3. 各国家機関の間に抑制と均衡のメカニズムが確立される。</p> <p>4. インドネシア国軍、警察、国家公務員の中立法方針の実行および実行監視・規制メカニズムが構築される。</p>
2.	<p>1. 政治関連法令の改正を通じ、主権在民と民主主義の原則に則った開かれた政治システム、多様な政治的立場を尊重する政党システム、民主的な総選挙システムの開発を実行する。</p> <p>2. 国民の要望と利益を守り、国家機関の実績に対する効果的な管理機能を開発するための政党の自主性を高め、国内政治における大衆組織、有識者グループ、NGO団体などの影響力、機能、参加を高める。</p> <p>3. 建国5原則バンチャシラおよび1945年憲法に基づき、民主的で、民意に対応し、法治国家および人権を尊重する政治文化を築くため、社会全般に対する政治教育を集中的かつ総合的に高める。</p> <p>4. 民主的で、直接投票により、有権者全体を対象として、自由、無記名、公正、平等で、文明的な方法による、より厳正な総選挙を、遅くとも2004年までに、中立的なNGO組織により実施する。</p>	政治プロセスの質改善	<p>1. 正直、公正、自由、直接投票、普通選挙権、無記名、公序良俗の原則に基づいた総選挙の実施、および独立で中立な選挙実行機関および選挙管理機関が確立される。</p> <p>2. 何者からの圧力も受けない、国民参政権が保証される。</p> <p>3. 民主的精神に満ちた若い世代の可能性を引き出すことのできる、透明で、公平で、整然とした指導者育成メカニズムが確立される。</p>
3.	<p>1. ビネカ・トゥンガル・イカ（多様性の中の統一）をモットーとする統一国家インドネシア共和国の存続を強化する。社会、国民生活、国政における緊急課題を解消するため、法律に基づいた各政治勢力の和解策を講じる。</p> <p>2. 平等および差別反対の原則を社会生活に浸透させる。</p>	政治文化の育成	<p>1. 政党および大衆組織の活動に貢献する、政治情報の普及・伝達のための便宜がはかられる。</p> <p>2. 国の将来を担う青年層を含む国民全体の統一と団結を強める、民主的な政治文化が強化される。</p> <p>3. 民族、人種、宗教、階級に対する寛容な精神が養われる。</p> <p>4. 寛容、反差別、反暴力文化が浸透する。</p>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
	3. 進歩的で、団結し、平和を重んじ、民主主義、寛容性、社会福祉に基づき、ダイナミズムにあふれ、豊かで平等なインドネシア社会と民族の創出を目指し、強靱な国民性の構築(nation and character building)を行う。		
4.	国際社会におけるインドネシアのイメージを改善し、国民と国益を保護し、国益促進のためのすべての好機を利用するため、外交に携わる政府要員の質と実績を改善し、能動的な外交をあらゆる分野で実行する。	対外政策および外交の強化	1. 国際政治と外交担当機関の調整機能が高まる。 2. 外交担当機関の質およびパフォーマンスが改善される。 3. 外交担当機関の施設・インフラが充実する。 4. 海外におけるインドネシア国籍者および法人のための法的保護・支援が推進される。
5.	1. 地域内の安定、協力、開発を維持するにおいて、外交の質を高め、地域および国際経済協力を通して、経済再建と国家開発を早める。 2. 特にAFTA、APEC、WTOなどに基づく自由貿易に備えて、あらゆる分野における自由貿易の受入れ体制を整える。	国際経済協力の促進	1. 外国からの投資が増大される。 2. 国際経済協力および貿易が高まる。 3. 外国人旅行者が増加する。 4. インドネシア人海外出稼ぎ労働者の質および数が向上される。 5. 自由貿易に向けたインドネシアの準備体制が充実する。
6.	犯罪人の送還条約を友好国と結び、刑事事件解決のために送還手順を合理化する。	犯罪人の送還条約拡張	1. 送還法が制定される。 2. 保安情報の交換頻度が高まる。 3. 国境を超えた犯罪の解決プロセスが高まる。
7.	1. 自由で主体的、さらに国益重視のインドネシアの外交路線を明確化し、発展途上国同士の結束に重点を置き、各民族の独立闘争を支援し、あらゆる形での植民地主義を否定し、民族の自立を高め、国民の福祉のための国際協力を促進する。 2. 国境を共有する隣国とあらゆる分野での協力関係を築き、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国との協力を促進し、地域内の安定、開発、福祉を維持する。	二国間・地域間・グローバル/多国間協力の促進	1. アセアン各国の治安の安定が達成される。 2. 地方・国際紛争解決におけるインドネシアの役割が高まる。 3. 統一国家インドネシア共和国領土の維持に対する国際社会の支持が強まる。 4. 国際問題の討議におけるインドネシアの役割・参加が高まる。 5. アセアン各国との協力事業が多様化される。
8.	1. 現行法令に基づく最大の制裁の適用により、すべての為政者・政府要員から癒着・汚職・縁故主義を一掃し、政府内部の監視システムおよび国民の監視機能を強化し、倫理・道徳を高める。 2. 法および人権を尊重しながら、政府高官と要員の在職中と退職後における資産調査を行う。	政府完了監視プログラム	1. 政府官僚がらみの癒着・汚職・縁故主義事件発生率が低下する。 2. 汚職事件との関係が疑われる国家資産が減少する。 3. 癒着・汚職・縁故主義事件解決数が増加する。 4. 政府官僚がらみの癒着・汚職・縁故主義事件に関する国民からの通報が増加する。 5. 癒着・汚職・縁故主義事件における国家公務員の関与率が低下する。

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 政府機関のアカウントビリティ（説明責任）の実行が向上する。</li> <li>7. アカウントビリティ（説明責任）を満たす地方・中央政府機関数が増加する。</li> <li>8. 調査を受けた国家官僚および政府要員の資産リスト数が増加する。</li> <li>9. 政府内部調査機関が編成される。</li> </ul>
9.	<p>国民に対する奉仕を高めるために官僚のプロフェッショナリズムと機能を改善し、透明かつクリーンで職権の乱用と無縁な方法をもって国家資産の運用を可能にするため、官僚のアカウントビリティ（報告責任）の徹底をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 組織機構・行政体系の整備</li> <li>2. 公共サービスの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1999年法律第22号の実施として2000年政令第25号に則った中央から地方への権利委譲が実現される。</li> <li>2. 1999年法律第22号の具体化として、より効果的な中央、州、県、市行政組織が構築される。</li> <li>3. 戦略計画（renstra）を作成した中央行政機関および地方開発プログラム（propeda）を作成した地方行政機関の率が増加する。</li> <li>4. 効率的で効果的な公文書管理が実現する。</li> <li>5. 公共サービスの業務ユニットにおける公共サービス改良実行率が上昇する。</li> <li>6. 公共サービスに対する国民の満足度が上昇する。</li> <li>7. 良好と評価された公共サービス・ユニット数が増加する。</li> </ul>
10.	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉およびプロフェッショナリズムの改善により政府要員の質を高め、表彰と懲戒の原則に基づき、能力に基いたキャリア・システムを適用する。</li> <li>2. 癒着・汚職・縁故主義と無縁で、責任感にあふれ、生産的で効率的な、プロフェッショナルな国家運営を可能にするため、国家公務員および国軍兵士・警察官の福祉を改善する。</li> <li>3. 国家公務員の政治的権利を守りながら、国家公務員の政治的中立性を確立する。</li> </ul>	<p>人的資源能力の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国家公務員の他の機関（中央・地方）への異動数が増加する。</li> <li>2. 役職に見合う能力を持った国家公務員が中央・地方で増加する。</li> <li>3. 役職に関連した教育・トレーニングに参加した国家公務員が増加する。</li> <li>4. 機能に基づいた役職の開発を含む、国家官僚のプロフェッショナリズムが向上される。</li> <li>5. 国家公務員の生産性が向上する。</li> <li>6. 懲戒に処された国家公務員が減少する。</li> <li>7. 国家公務員、国軍兵士、警察官が給与上げられる。</li> <li>8. 各機関の任務・機能に従った国家公務員数の調整が実施率が向上する。</li> <li>9. (従来の実績評価表 DP3 に取って代わる) 国家公務員の生産性および質の向上を促す、国家公務員実績評価システム適用率が上昇する。</li> <li>10. 国家公務員表彰数が増加し、国家公務員懲戒数が減少する。</li> </ul>

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
11.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民の教育レベルを高め、国家の統一と団結を強化し、優れた国民性を形成し、情報通信施設・インフラ利用者の権利を保護するため、在来型および最新型のマスメディアを通して通信の役割を高める。</li> <li>2. 報道の自由を認める一方で、報道機関がプロフェッショナルかつ誠実で、報道倫理を守り、法と人権を尊重するよう、報道の質と報道関係者の福祉を改善する。</li> <li>3. 国家開発を支持し、国家の統一と団結を強化するため、中央・地方間および各地方間の情報通信網を開発する。</li> </ol>	情報・通信・マスメディアの開発	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マスメディアの機能を保証し、マスメディアのマイナス要素から国民を保護する法令が整備される。</li> <li>2. 情報技術(IT)政策が確立される。</li> <li>3. 情報・通信サービス、マスメディアへの民間投資および国民の参加が高まる。</li> <li>4. 全国的情報・通信網が開発される。</li> <li>5. 伝達メディアとしてだけでなく、行政をコントロールする機関としての、マスコミの独立性、自由、成熟度が確立される。</li> <li>6. 開発関連情報に対する国民のアクセスが増加する。</li> <li>7. 情報・通信分野の研究開発が高まる。</li> <li>8. 情報・通信メディアおよびマスメディアと国民との相互関係が改善される。</li> <li>9. 特に国内における情報・通信サービス提供における当局の業務上機動性が高まる。</li> <li>10. 国民の知識が向上する。</li> <li>11. コンピュータを基盤にした情報網が発達する。</li> <li>12. 情報通信・マスメディア分野への国内投資および外国投資額が増加する。</li> <li>13. 国家情報の提供とサービスが改善される。</li> </ol>
12.	<p>国家開発を支持し、国家の統一と団結を強化するため、中央・地方間および各地方間の情報通信網を開発する。</p>	報道・情報・マスメディアのインフラ改善プログラム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した、一般社会向け情報・通信メディアが発達する。</li> <li>2. 特に辺地において、情報通信網が普及する。</li> <li>3. 開発情報の普及活動の効率・効果が上がる。</li> </ol>
13.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. グローバル化時代における国民の競争力を高めるため、情報通信技術の研究と応用を通して、各分野の情報通信の質を改善する。</li> <li>2. 国際社会において国益を守るため、特に海外における情報機関、スタッフ、施設・インフラを強化する。</li> </ol>	開発に関する情報サービスの質改善	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発情報の提供および質が向上する。</li> <li>2. 技術応用力および経済力の格差により生じる情報ギャップが減少する。</li> <li>3. 国営ラジオ局(RRI)および国営テレビ局(TVRI)の自立、放送内容の改善、特に辺地における受信可能地域の拡張が達成される。</li> <li>4. 国際社会の情報へのアクセスが高まる。</li> <li>5. 報道分野の人的資源の質が向上される。</li> <li>6. インドネシア全国および外国における情報網が確立される。</li> </ol>

## 第6章 宗教分野の開発

### A. 総論

本章では、国家開発の4番目のプライオリティーである「国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出」と関わる宗教分野の開発について述べる。

宗教は、国家開発を推進する上で道徳、精神、倫理の基盤として非常に重要な役割を果たす。また宗教は、価値体系として個人、家族、社会に理解・実践されると同時に、国民生活や国政の基本精神となるべきものである。したがって、宗教の理解と実践、宗教教育、宗教生活のためのサービスなどを含む宗教分野の開発により重点を置く必要がある。

昨今、インドネシアのいくつかの地域で民族・宗教・人種・階級間の摩擦を背景とした暴動が発生し、国家の統一を脅かしている。もともとインドネシアにおけるさまざまな宗教の信仰者の関係は友好と調和をもとにしたものであったが、西カリマンタン、マルク、中スラウェシでは数え切れぬほどの人命や資産がその犠牲となり、宗教者間の共和は崩壊してしまった。さらに、一方では宗教が活発に実践される反面、他方では宗教的倫理観・価値観が破られ、モラルの低下が、インドネシア国民の生活を危険にさらしている。汚職、犯罪、賭博、非道徳な行為、麻薬・違法薬物の蔓延、礼節をわきまえない行為は、インドネシア社会がいかに宗教の教えを理解・実践していないかを実証する一端だ。またその他に、メッカ巡礼(Haji)、婚姻、喜捨(Zakat)、土地の寄付(wakaf)のためのサービス不備や、宗教法についての理解の不足から、適切な宗教面におけるサービスが確立されていないことがうかがえる。

宗教教育についても改善を要する点が多い。カリキュラムの内容は「来世」などのような宗教的な教義に偏りがちであり、施設・インフラにも限度がある。教材の研究が不足しており、教授方法にもなお欠点が見られる。また、教育に従事する人材の数・質も充分でない。宗教教育が実践的な訓練、道徳的な態度・行為の形成に重点をおいていないため、生徒の個性、人格、道徳心を育む意味での宗教教育も十分な成果をあげていない。ただ、個性、人格、道徳心の育成に関わるのは、公的教育機関の他、家族、宗教組織、伝統的宗教教育機関や礼拝所であることに留意する必要がある。

### B. 政策指針

1999-2004年国策大綱(GBHN)に則った宗教分野の開発指針は、次のとおりである。

1. 国政における道徳、精神、倫理の基盤として宗教の機能、役割、地位を高める。また、宗教上のモラルに反しない法律づくりを進める。
2. 充実した施設・インフラに支えられた、より総合的・総括的な宗教教育システムを国民教育システムに基づき、宗教教育の質を改善する。
3. 異なる宗教の信仰者間の対話推進、および大学レベルで教義的側面からではなくより記述的な宗教教育を実施し、宗教者間の意思疎通を盛んにすることで、信仰を持つ者同士が親交を保ち、互いを尊重し合う生活風土を築く。
4. メッカ巡礼(Haji)や喜捨(Zakat)を行う機会を増やし、その意義を高めるなど、国民が信仰生活を送り易いよう便宜をはかる。
5. 国民のアイデンティティーおよび個性を高め、社会生活・国民生活および国政の中に和を保つため、生活上の変化に起因する混乱に対し宗教組織が持つ問題解決機能を高める。

### C. 開発プログラム

前述の問題に対処するために、次の4つの宗教分野開発プログラムを実施する。

1. 宗教生活のためのサービス改善プログラム
2. 宗教の理解・実践および信仰者間の親睦向上プログラム
3. 宗教教育の質改善プログラム
4. 宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成プログラム

#### 1. 宗教生活のためのサービス改善プログラム

このプログラムの目的は以下の通りである。

- (1) 国民が宗教儀礼を行い易いよう便宜をはかる。
- (2) 宗教生活に関する奉仕活動への国民の参加を支援し、高める。

このプログラムの目標は、宗教関連サービス機関の体系および運営状態を整え、信仰者が宗教儀礼を行い易いよう施設・インフラを整備することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 礼拝・儀礼用の施設・インフラの建設・改修、および宗教活動のための援助を行う。
- (2) 宗教面での啓蒙活動を行うための施設・インフラを整備する。
- (3) 結婚式場および結婚相談所を建設・改修する。
- (4) 聖典および宗教関連図書（特に翻訳・解説）の充実をはかる。
- (5) メッカ巡礼運営の効率・透明性を高める。
- (6) メッカ巡礼者用の寮を建設・改修する。
- (7) メッカ巡礼を担当する政府官僚およびスタッフの能力を高める。
- (8) メッカ巡礼関連サービス・指導の質、および巡礼者に対する保護体制を改善する。
- (9) メッカ巡礼・小巡礼（Umrah）催行企業、メッカ巡礼指導グループ（KBIH）の役割を高める。
- (10) 宗教的目的に寄付された土地(tanah wakaf)の登記を支援する。
- (11) 家庭内の宗教教育の改善、若い家族の指導、モスクの財政支援、父兄を対象とした読み物・手引書の提供、モスクでの図書館設置により、信仰者が円満な家庭を築くことを支援する。
- (12) 社会全般に対する宗教的指導と奉仕を行う場所として礼拝所の機能・役割を改善する。
- (13) 蓄捨および土地の寄付（Wakaf）の運営サービスを改善する。
- (14) イスラム暦の計算のためのサービス・設備を改善する。

#### 2. 宗教の理解・実践および信仰者間の親睦向上プログラム

このプログラムの目的は、次の通りである。

- (1) 個人、家族、社会、政府による宗教の理解と実践を高める。
- (2) 信者間および異なる宗教の信仰者同士の親睦を強める。
- (3) 社会の調和および国家の統一をはかる。

このプログラムの目標は、宗教の研究・理解を通して、その教えを実践し易い生活風土を築き、信者間および異なる宗教の信仰者同士に友好的な関係を作り上げることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 一般社会を対象に、信仰生活についてのオリエンテーションや指導を実施する。
- (2) 社会における宗教生活の原動力となる宗教指導者、カウンセラー、宣教師の質を改善する。
- (3) 宗教指導のための教材、教授法、運営方法を改善する。
- (4) 暴動や麻薬・違法薬物の被害者の精神的なリハビリを行う。
- (5) 青年、知識人、宗教指導者の間で、定期的に親睦会、懇談会、勉強会を開き、信者間および異なる宗教の信仰者同士の親睦を深める。
- (6) 異なる宗教の信仰者同士が協力するためのネットワークを作る。

- (7) 多様な文化から成る社会をまとめる能力を持った宗教組織を育成する。
- (8) 社会のあらゆる階層に働きかけ、異なる宗教の信仰者同士の親善確立策を法案としてまとめる。

### 3. 宗教教育の質改善プログラム

一般の教育機関（幼稚園・小学校・中学校・高校）における宗教教育の目的は、生徒に宗教の教えを理解・実践させ、それにより信仰心を高め、道徳観を学ばせることである。

このプログラムの目標は、学校内だけでなく一般社会において、生徒が倫理と道徳に反する行動に走るのを阻止することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 日常生活における振る舞いに重点をおいて、宗教教育の内容を改善する。
- (2) 教育カリキュラムに道徳の科目を追加する。
- (3) 宗教の科目を教える教師の研修を開き、資格面の統一を行う。
- (4) 礼拝所建設の支援を与える。
- (5) 学習教材を研究し、教育についての視野を広めるため、宗教教師を対象とした講習会を実施する。
- (6) 教授方法および成績評価システムを改革する。
- (7) 教育の管理方法を改革する。
- (8) 宗教に関連した技能コンクール、野外キャンプ、研究作文コンテスト、芸術鑑賞会を開催する。
- (9) リーダーとしての才能を伸ばし、宗教的知識を増やし、それを実践するよう指導する。
- (10) 学生組織を育成する。
- (11) フサントレン・キラット（イスラム教全寮制短期講習）およびそれと同種の教育プログラムを開発する。

大学レベルにおける宗教教育の基本活動は次の通りである。

- (1) 宗教教育に関連する単位（SKS）数を引き上げる。
- (2) 教師の増員をはかる
- (3) 教科書および副読本の数を増やす。
- (4) 補助設備の補充をはかる。
- (5) 宗教教育の内容および教材を研究する。
- (6) 修士・博士課程と同等の教育を通じて講師の質を高める。
- (7) 教授法の改善をはかる。

### 4. 宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成プログラム

宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成プログラムの対象には、これまで国民教育サービスに大きく貢献してきたフサントレン（イスラム系全寮制学校）などのイスラム教伝統教育機関、キリスト教の日曜学校、ヒンズー教教育財団、仏教教育財団などである。宗教教育機関としてのフサントレンは、既に村落の貧困層にも教育の機会を与えた。フサントレンでは、宗教教育のほか、農業・酪農・機械修理・裁縫・コンピューター操作の実習を行っている。フサントレンは、教育機関としての歴史も長く、既存の教育機関の中でも特殊な性格を持つが、国民教育システムの一部として完全に認められてはいない。

宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成プログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 宗教組織の数を増やし、質を高める。
- (2) 特に、社会・経済的な弱者である村落社会を対象とした教育サービスを実行する。

このプログラムの目標は、国家開発における宗教組織および伝統的な宗教教育機関の役割を高めるとともに、変貌する社会の中で宗教的価値の大切さを保持することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) コーラン読誦会、モスク青年組織、喜捨運営委員会など各地にすでに存在する宗教社会組織を育成する。
- (2) 国民のための布教や宗教教育を使命とする伝統的宗教教育機関の役割を高める。

- (3) 伝統的宗教教育機関へ助成金および財政的自立に対する報奨金を与える。
- (4) 伝統的宗教教育機関の運営状態を改善する。
- (5) 伝統的宗教教育機関の施設・インフラを整え、学習用具、教科書、図書を補充する。

D. 宗教分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1.	<p>1. 異なる宗教の信仰者同士の対話の推進、および大学レベルで教義的側面からではなくより記述的な宗教教育を実施し、宗教者間の意思疎通を盛んにすることで、信仰を持つ者同士が親交を保ち、互いを尊重し合う生活風土を築く。</p> <p>2. メッカ巡礼 (Haji) や喜捨 (Zakat) を行う機会を増やし、その意義を高めるなど、国民が信仰生活を送り易いよう便宜をはかる。</p>	<p>1. 宗教生活のためのサービス改善</p> <p>2. 宗教の理解・実践および信仰者間の親睦向上</p>	<p>1. 国民の宗教生活を支えるサービスが改善される。</p> <p>2. 礼拝所で行う活動の質が向上し、礼拝・宗教儀礼のための施設・インフラが整備される。</p> <p>3. 聖典、宗教関連図書(翻訳・解説)が充実する。</p> <p>4. 結婚式場、結婚相談所が建設される。</p> <p>5. メッカ巡礼および小巡礼のためのサービス・指導・保護が改善される。</p> <p>6. メッカ巡礼運営の効率・透明性が高まる。</p> <p>7. メッカ巡礼催行への民間企業および国民の参加が高まる。</p> <p>8. 宗教的目的に寄付された土地(tanah wakaf)の登記が完了する。</p> <p>9. 社会福祉の基盤となる円満な家族が形成される。</p> <p>10. 喜捨の運用に関する1999年法律第38号に基づいた喜捨の最大限活用が達成される。</p> <p>11. 喜捨運用に関する法律が改正される。</p> <p>12. 一般社会に対する宗教指導および宗教儀礼を行う場としての礼拝所の機能・役割が改善される。</p> <p>13. イスラム暦の計算のためのサービスが改善され、施設・インフラが整備される。</p> <p>1. 個人、家族、社会、政府による宗教の理解と実践が高まる。</p> <p>2. 宗教指導者、カウンセラー、宣教師の質が改善される。</p> <p>3. より十全な宗教指導のための教材、教授法、運営方法が整備される。</p> <p>4. 暴動や麻薬・違法薬物の被害者に対する救済処置が取られる。</p> <p>5. 信者間および異なる宗教の信仰者同士の親睦が強まる。</p> <p>6. 国家の統一を早めるための社会的調和が実現する。</p> <p>7. 異なる宗教の信仰者同士の親善確立策に関する法律が成立する。</p>
2.	<p>充実した施設・インフラに支えられた、より総合的・総括的な宗教教育システムを国民教育システムに基づき、宗教教育の質を改善する。</p>	<p>3. 宗教教育の質の改善</p>	<p>1. より十全な宗教教育の教材、教授法、成績評価システムが確立される。</p> <p>2. 教育カリキュラムに道徳の科目を追加する。</p> <p>3. 宗教の授業時間が最低週3時間に増える。</p> <p>4. 宗教の科目を教える教師の研修が開かれ、資格面の統一が達成される。</p> <p>5. 宗教教育のための施設・インフラが拡充される。</p> <p>6. 学校内に礼拝所が設置される。</p>

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 授業や課外活動における宗教関連活動が高まる。</li> <li>8. 大学レベルにおける宗教科目を担当する講師の質が向上する。</li> <li>9. 大学の宗教科目の必修単位数が最低4単位に上げられる。</li> <li>10. 大学の宗教教育に必要な宗教関連図書が充実する。</li> </ul>
3.	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国政における道徳、精神、倫理の基盤として宗教の機能、役割、地位を高める。また、宗教上のモラルに反しない法律づくりを進める。</li> <li>2. 国民のアイデンティティおよび個性を高め、社会生活・国民生活および国政の中に和を保つため、生活上の変化に起因する混乱に対し宗教組織が持つ問題解決機能を高める。</li> </ul>	4. 宗教組織および伝統的宗教教育機関の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 宗教組織の数・質が向上する。</li> <li>2. 社会の改革・開発における宗教組織の役割が改善される。</li> <li>3. 伝統的な宗教教育機関の施設・インフラが拡充される。</li> <li>4. 伝統的宗教教育機関に対して助成金や財政的自立報奨金が与えられる。</li> <li>5. 伝統的な宗教教育機関の運営状態が改善される。</li> </ul>

## 第7章 教育分野の開発

### A. 総論

本章では、国家開発の4番目のプライオリティーである「国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出」と関わる教育分野の開発について述べる。

21世紀を迎えた現在、インドネシアの教育界が抱える大きな課題には次の3つが挙げられる。まず1つは、経済危機の波紋の中で、過去の教育開発成果を今後いかに維持していくかが試されていること。2つめは、国際労働市場に対応できる、競争力を備えた人的資源の育成により、時代のニーズに応じていくこと。3つめは、地方自治の実施と並行して、国民教育制度の再編成を行い、それにより地方および被教育者の現状やニーズに対応し、国民の参加を促す、より民主的な教育プロセスを確立することである。

また、国民教育においても次のような問題が目につく。

- (1) 学習機会が均等に与えられていないこと。
- (2) 教育の質および信頼度の低さ。
- (3) 学術界における科学・技術の発展および自立の未達成と、教育運営体制の脆弱さ。

教育機会の不均等は、都市部と農村部、東部インドネシアと西部インドネシアといった地理的な差、および経済的格差、性別/ジェンダー差により生じる。

インドネシアにおける教育の質も、なお憂慮すべき状態にある。国際学力検査協会(IEA: International Educational Achievement)が小学生を対象に実施した読解力の調査結果によると、インドネシアの小学生の能力は39カ国中38位であった。一方、中学生を対象とした数学力の調査では42カ国中39位、自然科学では42カ国中40位にとどまっている。

国民教育については、全体的にはなお中央集権的な運営が行われており、これが教育の民主化・地方分権化の足を引っ張っている。このような中央集権的な教育運営は、各地域・学校・被教育者によって異なるニーズおよび利害に対応しきれない、単一的な政策を生み出す原因となっており、教育への市民の参加を拒絶し、ひいては教育予算の浪費や漏洩を招いている。

一方、各種・各レベルの研究者の配置も、ニーズや要求に対応できていない。また、批評的に物事を考える文化、および知的所有権(HAKI)を尊重する文化の未確立、組織構成や法令、および専門職認定制度の効果不全も無視できない。

このような諸問題に対処するため、1999-2004年国策大綱に盛り込まれている教育指針を手引とし、各種開発プログラムを実施する。

### B. 政策指針

1999-2004年国策大綱に盛り込まれている教育開発の指針は、以下のとおりである。

1. 質の高いインドネシア国民を育成するため、教育予算の増額と有効活用により、全国民へ質の高い教育を受ける機会を広く均等に与える努力を行う。
2. 特に人間性や道徳についての教育の改善において、教育者の機能を最大限に発揮させ、教育機関や教育者の権威を取り戻すため、教育者の学術的・専門的な能力を高めるとともに、教育者の福祉を改善する。
3. 被教育者の多様性に対応できるカリキュラムの多様化をはかり、全国・特定地域を対象に各ニーズを満たすカリキュラムを編成し、専門的な方法で教育内容を多様化することにより、教育制度の改革、特にカリキュラムの見直しをはかる。
4. 学校および学校外の教育機関を、価値観、生活態度、能力の育成センターとして活性化し、適正な教育設備や環境を基盤として家族や市民の教育への参加を促進する。

5. 学問・研究およびその運営の地方分権化・自治化の原則に基き、国民教育制度を再編・改革する。
6. 政府および民間による教育機関の質改善をはかり、科学・技術および芸術の進歩に対応できる教育システムを確立する。
7. 若い世代がその潜在能力を最大限発揮にできるよう、全国民の活発で能動的な参加を通じ、総合的・統括的な人材の養成を早期実行する。
8. 産業界、特に中小企業および協同組合事業における独自の技術を含む、科学・技術の修得・開発・利用を促進し、各地域の資源に拠点を置く製品の競争力を高める。

## C. 開発プログラム

### 1. 初等・幼児教育プログラム

初等・幼児教育開発プログラムの目的は以下のとおりである。

- (1) 全国民の子弟に教育が行き渡るよう、小学校／イスラム小学校(MI)、中学校／イスラム中学校 (MTs)、幼児教育機関の拡充と、各収容能力の向上をはかる。
- (2) 辺地・貧困地域(スラム)・混乱地域に住む子供、貧困子弟、障害児を含む恵まれない子供たちが学習機会を得られるよう、教育の均等化をはかる。
- (3) 初等・幼児教育の質を高める。
- (4) 学校と社会に拠点を置いた初等・幼児教育の運営を進める。

初等・幼児教育開発プログラムの目標は以下のとおりである。

- (1) 小学校／イスラム小学校および中学校／イスラム中学校の総就学率(APK)を向上させる。
- (2) より民生的で、透明性、合理性、および高度なアカウンタビリティをもった学校組織を各県・市に設立し、国民の参加を促す。
- (3) 各県・市における教育委員会の立ちあげ案を発表・実施することで、学校と社会に拠点を置いた教育の運営を実現する。また、全小学校／イスラム小学校および中学校／イスラム中学校に学校委員会を発足させる。

初等教育機会の均等化における基本的な活動は以下のとおりである。

- (1) 小学校／イスラム小学校および中学校／イスラム中学校における教育施設・設備(スポーツ施設を含む)の充実をはかる
- (2) 私立の学校が、多くの市民に手の届く教育サービスと、質の高い教育を提供できるよう、助成金を与える。
- (3) 恵まれない市民(貧困家庭、住所不定者、移民、辺境地域の住民、少数民族、混乱地域居住者、ストリート・チルドレンを含む)に対し、学校教育に代わる教育サービスを実施する。たとえば、教員1人のミニ小学校／イスラム小学校、教員家庭訪問システム、小学校とイスラム小学校の共有校、分校、通信制中学校／イスラム中学校などである。
- (4) 特に小学校の再編成と活性化を行い、設備の充実と、学校の合理化・効率化を促す。
- (5) 成績優秀もしくは経済的に恵まれない生徒に対し奨学金制度を適用する。この場合、対象生徒の男女比率が平等になるよう留意する。
- (6) 質の高い託児所・プレイグループ・幼稚園整備への民間の参画を促し、政府からの便宜・援助・褒賞を応用することで、幼児教育の均等化と普及をはかる。

初等・幼児教育の質向上をはかる上での基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 教員およびその他の教育関係者の能力および福祉を改善し、質、イメージ、権威、品格の向上をはかる。
- (2) 地域の開発ニーズと潜在能力に基づき、教員の活動範囲を広げる、ジェンダー／性差別の無い、被教育者の能力に合った、基礎知識、信仰心、モラルある人格の形成に貢献するカリキュラムを編成する。
- (3) 教科書、副読本、社会・理科・数学用教材、図書館、実験室、その他必要とされる教室など、教育設備・施設の供給、利用、管理状況を改善する。

- (4) レベル別学校分布図の作成や、段階的・継続的な学習経過および成果の評価を行うことで、教育と学習の効果・効率を高める。また、教育に対する管理を徹底し、その質を改善するため、効果的な教育システムの評価方法を開発する。
- (5) 教育機関の実績に対する管理を行うと共にそのアカウンタビリティを向上させ、教育の質改善における学校・地方行政・立法機関・国民の役割や責任を明確化する。

初等・幼児教育運営改善のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 地方政府に対し教育委員会設立を促し、学校委員会の役割を高めるなど、段階的、慎重、プロフェッショナルな方法で教育分野の地方分権化を進める。
- (2) 各地域の現状および住民のニーズを考慮しつつ、教育のための資源利用の効率化をはかるため、学校に基盤をおいた教育運営システムに基づく教育実施パターンを開発する。
- (3) 一般社会の教育に対する参加度を高め、教育の人的資源・資金源の多様化をはかる。
- (4) 学校機関・教員間の健全な競争を促進するインセンティブ・システムの開発により、教育目標を達成する。
- (5) 専門機関が催す研修を通じて、教員や教育機関の能力を高める。この場合、学校のパフォーマンスが既定水準に達するよう、段階的かつ集中的なモニタリングと評価を行う必要がある。
- (6) 教育の開発におけるニーズや方向にもはや適合しない教育関連法令の見直しをはかる。
- (7) 地方別に独自の方法で教員の質改善をはかれるよう、各地方に教員認定機関を発足させる。

## 2. 中等教育プログラム

高校 (SMU)、専門高校 (SMK)、イスラム高校 (MA) を含む中等教育の開発プログラムの目的は以下のとおりである。

- (1) 全国民の子弟を対象に、高校、専門高校、イスラム高校での学習機会を拡大し、収容能力を高める。
- (2) 辺地、都市貧困地区、混乱地域に住む子弟や貧困子弟および障害児を含む恵まれない市民を対象に、学習機会の均等化をはかる。
- (3) 高等教育へ進学する、あるいは就職する生徒の基礎固めとしての中等教育の質を高める。
- (4) 教育のための既存資源を効率的に活用する。
- (5) 公的資金の運用における不正を解消する。
- (6) 地域のニーズおよび状況に従い、教育の効果を高める。
- (7) 教育機関および教員の実績を改善する。
- (8) 教育プログラムを支援するための一般社会の参加を促す。
- (9) 教育の実施における透明性およびアカウンタビリティを高める。

中等教育開発プログラムでは、2004 年末までに以下の事項の達成を目差す。

- (1) 高校、専門高校、イスラム高校の総就学率を向上させる。
- (2) 9 年間の義務教育過程を修了した中学校／イスラム中学校 (MTs) の卒業生約 560 万人を収容できるよう、収容能力を高める。
- (3) より民主的で、透明性、合理性、および高度なアカウンタビリティをもった学校組織を各県・市に設立し、国民の参加を促す。また、各県・市における教育委員会の立ちあげ案を発表・実施すると共に、各校に学校委員会を発足させることで、学校と社会に拠点を置いた教育の運営を実現する。

中等教育機会均等化のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 現地のニーズや可能性、学校の分布状況、地理的条件、私立校の状態などを考慮した上で、都市部だけでなく農村部にも、スポーツ施設を含む施設・設備の整った学校を建設する。
- (2) 特に、恵まれない市民 (貧困家庭、住所不定者、移民、辺境地域の住民、少数民族、混乱地域居住者、ストリート・チルドレンを含む) に対し、学校教育に代わる教育サービスを実施する。

- (3) 成績優秀もしくは経済的に恵まれない生徒に対し奨学金制度を適用する。この場合、対象生徒の男女比率が平等になるよう留意する。
- (4) 経済力の低い地方を優先として、民間の寄付金やその他の援助に基づくへ助成金を私立校に与える。

中等教育の質を高めるための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 教員およびその他教育関係者の専門的能力および福祉を高める。そのために、定期視察・評価に基づく認定書を教員へ発行し、教員のキャリア・アップのための得点制度を確立する。
- (2) 地域のニーズと潜在能力に基づき、教員の活動範囲を広げ得る、ジェンダー／性差別の無い、被教育者の能力に合ったカリキュラムを編成する。ここでは、信仰心、愛国心、健康、道徳心、勤労精神、権利・義務に対する認識の向上と、基礎学力（数学、科学・技術、国語、文学、社会学、英語等）の向上に重点を置く。
- (3) 我が国の中等教育修了者が他国の中等教育修了者と対等な競争力をつけられるよう、段階的に教育の水準を高める。
- (4) 労働市場のニーズを満たすため、専門高校の特性を活かしたカリキュラムを採用する。
- (5) 国際的な教育水準に合った、学力やその他の技能コンクールを実施する。
- (6) ビジネス・産業界と中等教育機関との協力関係を築くべく、ビジネス界や産業界へのアプローチをはかる。特に、専門高校の学習計画、学習内容の開発、実習、教育プログラム評価などに関わる協力をあおぐ。
- (7) 高校／イスラム高校を対象に、各地域の環境や労働市場のニーズに対応した専門技能・科目プログラムを編成し、大学教育を受けられない卒業生らに社会人としての競争力を身につけさせる。
- (8) 公立・私立学校における、図書、見本教材、図書館、実験室などの教育施設・設備の供給、利用、管理状況の改善をはかる。
- (9) レベル別学校分布図の作成や、段階的・継続的な学習経過および成果の評価を行うことで、教育と学習の効果・効率を高める。また、教育に対する管理を徹底し、その質を改善するため、効果的な教育システムの評価方法を開発する。
- (10) 教育機関の実績に対し管理を行うと共にそのアカウントビリティを向上させ、教育の質改善における学校・地方行政・立法機関・国民の役割や責任を明確化する。

中等教育運営の改善をはかるための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 学校教育の計画・実行・評価における教育委員会の役割を高め、地方政府に対し学校委員会の設立を促すことで、教育の民主化・地方分権化を進める。
- (2) 教育の実践における学校の自立性を高めるため、学校に基盤をおいた教育運営システムを開発する。
- (3) 行政と一般社会がパートナーシップを組んで中等教育の開発に取り組めるよう、住民の教育参加を促進する。
- (4) 公立ならびに私立校を対象とした、公平・平等な認定システムを開発する。
- (5) 学校機関・教員間の健全な競争を促進するインセンティブ・システムの開発により、教育目標を達成する。
- (6) 専門機関が催す研修を通じて、教員や教育機関の能力を高める。この場合、学校の実績が既定水準に達するよう、段階的かつ集中的なモニタリングと評価を行う必要がある。
- (7) 教育の開発におけるニーズや方向にもはや適合しない教育関連法令の見直しをはかる。
- (8) 地方が独自の方法で教員の質改善をはかれるよう、地方別に教員認定機関を発足させる。

### 3. 高等教育プログラム

高等教育開発プログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 高等教育システムの整備。
- (2) 高等教育の質改善と産業界との関係の向上。
- (3) 特に経済的に恵まれない成績優秀な学生を対象とした高等教育機会の均等化。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 四大国立大学、すなわちバンドン工科大学 (ITB)、ボゴール農業大学 (IPB)、インドネシア大学 (UI)、ガジャマダ大学 (UGM) の自立運営・法人化を実現させ、その他の幾つかの国立大学についてもその方向を探る。
- (2) 卒業生の就職率を伸ばす。
- (3) 大学への総進学率を伸ばす。

高等教育システム整備のための基本的な活動は、次の通りである。

- (1) 教員および学生の創造性、創意、生産性を高め、実績の質を高める。そのため、大学へ物理的・財政的資源、人的資源、カリキュラムの運営に関わるより広範な権限を与える。
- (2) 大学の役割および実績の向上をはかる上で、大学と大学の実績（人材および研究の成果）を利用する民間組織との間に、明確な協力体制を作り上げる。
- (3) 高等教育機関における、効率的・効果的で、統制の取れた認定システムを開発する。
- (4) 学位授与機関の設立に関する法令を整備する。
- (5) 大学における教授法、教員の実績、大学開発計画の改善をはかるべく、教員・学生の自己評価能力を高める。

大学の質的改善と産業界との関係強化のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 国家開発ニーズの変化に応じ、研究プログラムの調整をはかる。
- (2) 修士以上の学歴を持つ教員の割合を増やすことにより、大学教員の質を高める。
- (3) 実験室および備品の質を改善し、図書、学術誌を整備する。
- (4) 国際競争に対応するため、地域・国家レベルでの開発ニーズに合ったカリキュラムの改善をはかる。

研究分野における質改善のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 地域資源に基盤を置いた製品の競争力を高めるために、科学・技術の修得、開発、応用を推進する。
- (2) 実験室および備品の質を改善する。
- (3) 学術書・学術誌による情報の充実をはかる。
- (4) 大学院やその他の教育機関での研究・訓練を通じて、学者／研究者の研究能力を向上させる。
- (5) 特に地域資源の開発を支援するために、国内外を問わず、大学間、あるいは大学・研究機関と企業間の研究開発協力を推進する。

大学の社会貢献への質的改善のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 国民にとって有益な知識や技術の応用を拡張する。
- (2) 小企業の発展のため、大学間の協力を推進する。
- (3) より高度な科学・技術を修得すべく、産業界との協力を実施する。
- (4) 社会開発に対する大学の参加度を高める。

一般社会を対象とする高等教育機会拡大のための基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 特に、経済発展、科学・技術の進歩、生活の質向上に関わる分野の学生収容能力を高める。
- (2) 私立大学を通じて、民間の役割を高める。
- (3) 経済的に恵まれない学生を対象とした奨学金制度の充実をはかる。
- (4) 地域の開発を支援し、混乱地域居住者を含む低所得層への学習機会を提供するため、地方の高等教育機関の収容能力を拡大する。また、地域の開発センターとしての大学の育成をはかるとともに、大学がある地域の開発プログラムの育成を行う。

#### 4. 学校外教育育成プログラム

学校外教育指導プログラム (PLS) の目的は、正規の学校教育を受ける機会に恵まれない市民へ、自己啓

発、生活態度改善、知識・技能修得、才能開発のためのサービスを提供し、生産的な活動に従事できるよう支援し、彼らの福祉を改善することである。その他、雇用機会創出のための基礎知識および技能を修得させ、本人とその家族に雇用機会の増大をはかつことである。

このプログラムでは、アルファベット、数字、インドネシア語が読めない者、9年間の義務教育を修了していない者を含む、正規の学校教育を受ける機会に恵まれない市民を対象とするほか、民間学習センターの活性化も行う。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 特に、年齢10\_44歳の文盲者の早期根絶をはかる。市民が読書に親しむよう、既存の読書コーナーや図書館を改善し、利用度を高める。三盲（アルファベット・数字を読めない、インドネシア語が読めない、基礎知識の欠落）根絶の取り組みを盛んにし、女性に対しては特別な注意を払いつつ、あらゆる種類・レベルの学校を中途退学した者を受け入れる体勢を整える。
- (2) 9年間の義務教育を支援するため、教育サービスの認知度および普及度を高め、小学校と同等レベルの補習レベルA、および中学校と同等レベルの補習レベルBの改善をはかる。また、既存の設備や組織を有効利用し、地域の状況と潜在能力に応じた各種学校外教育を展開する。
- (3) 技能および企業能力の向上に重点を置いた、継続的教育プログラムのモデルを開発する。その活動内容および範囲は、市民および労働市場のニーズに対応し、一般企業社会において求められる基礎知識や技術の習得に貢献するものでなければならない。

## 5. 国民教育開発の同期化・調整プログラム

このプログラムは、各レベル、各分野、各種類、各地方の教育プログラムの計画、実行、管理、監視を同時化（シンクロナイゼーション）・調整することを目的とする。目標は、各レベル、各分野、各種類、各地方の教育プログラムの計画、実行、管理、監督の同期化・調整を達成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの同期化・調整を支える法令や国民教育政策を研究、立案、制定する。
- (2) 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの計画、実行、管理、監督の同期化・調整を支援する組織体系を開発し、機能させる。
- (3) 国民教育開発の実績を評価・測定する。
- (4) 質の高い教育を支援するため、学習施設や環境の標準化を行う。
- (5) レベル別、分野別、種類別、地方別の情報・データシステムを開発し、機能させる。
- (6) 国民教育政策を擁護し、その普及に努める。
- (7) 国内外に存在する各組織との教育分野における協力を推進する。

## 6. 科学・技術の研究および研究者の能力開発プログラム

このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 研究成果の質の改善。
- (2) 研究者の質の改善。
- (3) 産業界や民間の需要、科学・技術の急速な進歩に対応した、公的研究開発機関の能力向上。
- (4) 研究開発分野の人的資源開発に貢献できる環境作り。

このプログラムの目標は、開発における様々な問題を解決するため、宗教・文化的な価値観に適合した科学・技術の活用を達成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 研究プログラム開発を促進する。

- (2) 基本研究と優先研究を開発する。
- (3) 研究開発の成果を社会サービスの質向上に役立てる。
- (4) 優良製品開拓のため、国際的な研究機関を含む研究機関との研究協力網を作る。
- (5) 大学および研究機関における主要研究センターの開発と改善をはかる。
- (6) 政府政策のインプットとして社会文化の研究を促進する。
- (7) 発明・発見に寄与した個人・機関が然るべき収入を得、これを運用できるよう、研究開発の成果を知的所有権および法律に基づき擁護する。
- (8) 国際基準に則った専門学者の認定をはかるため、学者組織を開発する。
- (9) 学問の革新に関する褒賞制度を実施することで、社会および学究機関の活性化をはかる。
- (10) 各地方のニーズおよび潜在能力に応じ、プログラムや組織構成の面から改善するために、地方の科学・技術研究開発機関を開発する。

## 7. 科学・技術の自立・発展促進プログラム

このプログラムの目的は、研究開発と「度量工学、標準化、検査と質(MSTQ: Metrology, Standardization, Testing and Quality)」と関わる機関の技術サービス能力を高めることである。ここでは、産業界の競争力を高め、産業界による研究開発を促進することに重点を置く。

このプログラムの目標は、我が国独自の技術サービスの自立および技術革新を支援し、産業界および国民の競争力を高めることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 科学・技術利用者とともに研究開発機関の研究計画を立てる。
- (2) 産業界における科学・技術の活用を促進するため、組織、法律、財務に関するシステムを整備する。
- (3) 研究開発機関がその技術研究の成果および技術サービスの報酬として受け取った収入の運用範囲を拡大するため、法令を整備する。
- (4) 実績の調査・評価を透明性の高いシステムにより実施できる環境作りに努める。
- (5) 科学・技術の成果の水準を高め、「度量工学、標準化、検査と質」(MSTQ)システムを開発する。
- (6) 中小企業、協同組合、伝統工業経営者に対する技術援助をはかる。
- (7) 産業界との関係強化のため、パートナーシップ手続の簡素化等、研究協力事業の促進をはかる。

D. 教育分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱指針	開発プログラム	実績評価指標
1.	<p>質の高いインドネシア国民を育成するため、教育予算の増額と有効活用により、全国民へ質の高い教育を受ける機会を広く均等に与える努力を行う。</p>	<p>1. 初等・幼児教育</p> <p>2. 中等教育</p> <p>3. 高等教育</p> <p>4. 学校外教育</p>	<p>1. 小学校／イスラム小学校の総就学率が120.7%、中学校／イスラム中学校の総就学率が78.9%に上がる。</p> <p>2. 小学校／イスラム小学校および中学校／イスラム中学校の生徒収容能力が向上する。</p> <p>3. 小学校／イスラム小学校の総生徒数が2,902万人、中学校／イスラム中学校の総生徒数が1,165万人に上がる。</p> <p>4. 小学校／イスラム小学校および中学校／イスラム中学校の退学者数が減少する。</p> <p>5. 恵まれない市民（貧困家庭、住所不定者、移民、辺境地域の住民、少数民族、混乱地域居住者、ストリート・チルドレンを含む）に対し、学校教育に代わる教育サービスが実施される。</p> <p>6. 初等教育予算が段階的に増額される。</p> <p>1. 高校、専門高校、イスラム高校の総就学率が42.3%に上がる。</p> <p>2. 高校、専門高校、イスラム高校の生徒収容能力が向上する。</p> <p>3. 高校、専門高校、イスラム高校の総生徒数を610万人に上がる。</p> <p>4. 高校、専門高校、イスラム高校の退学者数が減少する。</p> <p>5. 恵まれない市民（貧困家庭、住所不定者、移民、辺境地域の住民、少数民族、混乱地域居住者、ストリート・チルドレンを含む）に対し、学校教育に代わる教育サービスが実施される。</p> <p>6. 中等教育予算の段階的に増額される。</p> <p>1. 高等教育機関の総就学率が15%に上がる。</p> <p>2. 特に、経済や科学・技術の発展を支える分野の学生収容能力が向上する。</p> <p>3. 私立大学を通じた民間の役割が向上する。</p> <p>4. 貧困家庭出身の学生を対象とした奨学金制度が充実する。</p> <p>5. 地方開発への貢献につながる、高等教育機関の学生収容能力の分散化がなされる。</p> <p>6. 高等教育予算が段階的に増額される。</p> <p>1. 10~44歳の国民の三盲（アルファベット・インドネシア語・基礎知識）が根絶される。</p> <p>2. 正規の教育を受ける機会に恵まれない国民への教育サービスが実施される。</p>

No.	国策大綱指針	開発プログラム	実績評価指標
2.	<p>1. 特に人間性や道徳についての教育の改善において、教育者の機能を最大限に発揮させ、教育機関や教育者の権威を取り戻すため、教育者の学究的・専門的な能力を高めるとともに、教育者の福祉を改善する。</p> <p>2. 被教育者の多様性に対応できるカリキュラムの多様化をはかり、全国・特定地域を対象に各ニーズを満たすカリキュラムを編成し、専門的な方法で教育内容を多様化することにより、教育制度の改革、特にカリキュラムの見直しをはかる。</p> <p>3. 若い世代がその潜在能力を最大限発揮にできるよう、全国民の活発で能動的な参加を通じ、総合的・統括的な人材の養成を早期実行する。</p>	<p>1. 初等・幼児教育</p> <p>2. 中等教育</p> <p>3. 高等教育</p> <p>4. 学校外教育</p>	<p>1. 小学校／イスラム小学においてはD-2、中学校／イスラム中学校においてはD-3の学歴を持つ教員の比率が上がる。</p> <p>2. 初等教育に関わる教員その他教育関連者のキャリア・給与体系が改善される。</p> <p>3. 初等・幼児教育のより良いカリキュラムが編成される。</p> <p>4. 初等・幼児教育施設・環境の基準が設定される。</p> <p>1. 高校／イスラム高校教員の質が向上し、大卒者の比率が上がる。</p> <p>2. 教員その他教育関連者のキャリア・給与体系が改善される。</p> <p>3. 中等教育のより良いカリキュラムの完成</p> <p>4. 専門高校卒業生の就職率が上がる。</p> <p>5. 海外の中等教育修了者と対等な競争力修得を目差した中等教育修了者対象の国家評価基準が設定され、実行される。</p> <p>1. 国家開発のニーズに対応した研究プログラム（宗教学・教育学を含む）が設定される</p> <p>2. 教員の質が向上し、修士以上の学歴を持つ講師の比率が上がる。</p> <p>3. 地方、国家、グローバルレベルの開発ニーズに対応したカリキュラムが編成される。</p> <p>4. 研究分野の質が向上する。</p> <p>5. 民間や産業界による大学研究成果の利用率があがる。</p> <p>1. 9年間の義務教育を支持するため、教育サービスの認知度および普及度を高め、小学校と同等レベルの補習レベルA、および中学校と同等レベルの補習レベルBの質量が改善される。</p>
3.	<p>1. 学校および学校外の教育機関を、価値観、生活態度、能力の育成センターとして活性化し、適正な教育設備や環境を基盤として家族や市民の教育への参加を促進する。</p> <p>2. 学問・研究およびその運営の地方分権化・自治化の原則に基づき、国民教育制度を再編・改革する。</p> <p>3. 政府および民間による教育機関の質改善をはかり、科学・技術および芸術の進歩に対応できる教育システムを確立する。</p>	<p>1. 初等・幼児教育</p> <p>2. 中等教育</p>	<p>1. 県／市レベルでの学校委員会設立案を含む国民教育システムの立案がなされる。</p> <p>2. 県／市レベルでの学校委員会設立案が実行される。</p> <p>3. 小学校／イスラム小学校、中学校／イスラム中学校における学校委員会の役割と機能が高まる</p> <p>4. 開発のニーズや方向にもはや適合しない教育関連法令が見直される。</p> <p>1. 県／市レベルでの学校委員会設立案を含む国民教育システムが立案される。</p> <p>2. 県／市レベルでの学校委員会設立案が実行される。</p> <p>3. 高校／イスラム高校および専門高校における学校委員会の役割と機能が高まる。</p> <p>4. 開発のニーズや方向にもはや適合しない教育</p>

No.	国策大綱指針	開発プログラム	実績評価指標
		3. 高等教育  4. 学校外教育	関連法令が見なおされる。 5. 公立・私立両方を対象とする公正・平等な方法による認定システムが開発される。 6. 地方の独自の教員の質改善を可能にする、地方別教員認定機関が発足する。  1. 自立運営を実行している国立大学が増加する。 2. 大学と大学の実績を利用する民間組織との協力体制が構築される。 3. 高等教育機関における、効率的・効果的で、統制の取れた認定システムが開発される。 4. 学位授与機関の設立に関する法令が整備される。 5. 教授法および大学の開発計画の改善につながる教員・学生の自己評価能力が向上する。  1. 技能および企業能力の向上に重点を置いた、継続的教育プログラムのモデルが開発される。
4.	1. 産業界、特に中小企業および協同組合事業における独自の技術を含む、科学・技術の修得・開発・利用を促進し、各地域の資源に拠点を置く製品の競争力を高める。	国民教育開発の同時化・調整  2. 科学・技術の研究および研究者の能力開発プログラム  3. 科学・技術の自立・発展促進プログラム	1. 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの同時化・調整のための国民教育計画が策定される。 2. 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの同時化・調整を支援する国民教育体系に関する法律が制定される。 3. 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの同時化・調整のための教育サービス・モデルが作成される。 4. 各レベル、各分野、各種類、各地方の教育開発プログラムの同時化・調整のための教育管理、監視、調整、情報システムが設定される。  1. 開発における科学・技術の役割が改善される。 2. 国際的研究機関や産業界を含む組織との研究協力が促進される。 3. ニーズに基づいた、研究開発機関のための戦略計画が実施される。 4. 知的所有権情報システムが設定され、特許申請が増加する。 5. 研究案選考における審査員の役割が向上する。 6. 国際基準に従った専門職・研究職の認定数が増加する。  1. 研究開発の成果・能力を産業界へ売り込むためのマーケティング・ユニットが設立される。 2. テクノロジー・サービスのニーズについての情報提供が行われる。 3. 一般社会および産業界の研究開発活動への参加が高まる。 4. 研究開発を促進するための、組織、法、財政上のインセンティブ制度が確立される。

## 第8章 社会・文化分野の開発

### A. 総論

本章では、国家開発の4番目のプライオリティーである「国民福祉の向上、宗教生活の質的改善、活力ある文化の創出」と関わる社会・文化分野の開発について述べる。

社会・文化分野の開発においては、国民の健康・栄養状態および福祉の改善、活力ある文化の育成、芸術・観光の最大限の発展、日常生活や開発における女性の地位・役割の向上、青年層による積極的な国家開発参加、スポーツにいそしむ文化の確立、スポーツ界の記録アップに重点的に取り組む。そのため、1999-2004年国策大綱が述べている社会・文化分野の開発の指針を手引とし、様々な開発プログラムを実行する。社会・文化分野の開発では、地方分権、企業を含む民間の役割の向上、女性および家族単位を含む国民への啓発、セクター間・組織間の調整を含む組織構成の強化を実行する。

### B. 政策指針

1999-2004年国策大綱における社会・文化分野の開発指針は、以下のとおりである。

#### 1. 保健と社会福祉

- a. 胎児から高齢者までの保健、治療、回復、リハビリの改善を優先する保険アプローチを目指し、互いに支え合う人間関係および環境の醸成をはかる。
- b. 医療分野に関わる人材の養成と、市販薬品の流通網を含む医療施設・インフラの充実を通し、保健医療組織・サービスの質を高め、維持する。
- c. 全労働者の保護と安全のための労働者社会保障制度を確立する。この運営には、政府、企業、労働者が参画する。
- d. 社会問題の被害者および被災者を救済するための援助をはかり、栄養失調や青年層における生活の質の低下を防ぐ能力を備えた社会を築く。
- e. 高齢者および定年退職した人々の尊厳と地位を守り、その経験を役立てるため、高齢者・定年退職者に対する畏敬の念を育てる。
- f. 国民福祉改善の一環として就業機会を拡大し、障害者、貧困者、浮浪児、浮浪者に対する社会の関心を高める。
- g. 産児制限、死亡率抑制、家族計画プログラムの改善により国民の生活の質を高める。
- h. 麻薬および違法薬物の製造者、売人、使用者に最重刑を適用することで、麻薬および違法薬物の売買・乱用の体系的な撲滅をはかる。
- i. 障害者の社会的立場を改善する。

#### 2. 文化、芸術、観光

- a. 社会生活の和を保ち、国民文化を確立するため、文化的遺産や、全能の神への信仰を尊重する普遍的価値観に基づいたインドネシア文化を開発する。
- b. インドネシア文化の価値を再評価し、経済、政治、法律、文化活動における手引とする。
- c. 将来的な国家の発展に対応・貢献できる文化を識別するため、文化的な価値観に対する評価・判断能力を育てる。
- d. 芸術家が、倫理、道徳、美意識、宗教に基づいた価値を持った芸術的創造活動を行う自由性を醸成する。また、芸術家・文化人の著作権および印税を保護する。

- c. 国民の宗教的モラルおよび知性を高め、ポジティブな世論を確立し、経済的付加価値を向上させるあらゆる種類の芸術を統合した創造的マスメディアとして、インドネシアの映画界を健全な方法で発展させる。
- f. より創造的・革新的な国民芸術の発展を促し、国民の誇りを育むため、伝統芸術・文化を保護し、芸術センターを活性化する。
- g. インドネシアの伝統芸術・文化を観光開発の媒介手段として役立て、一貫した方法で海外へ宣伝し、外国との友好関係を築く。
- h. 経済的基準、技術、人間工学、社会文化、省エネに基づいた、学術的かつ参加型の総合システムを通じて観光を開発すると共に、自然保護および環境保護に努める。

### 3. 女性の地位と役割

- a. ジェンダー間の平等性(ジェンダー・イクオリティー)の達成に取り組む団体による国家方針の実施を通じて、国民生活および国政における女性の地位と役割を高める。
- b. 女性の啓発および家族・国民の福祉改善の一環として、国家統一・団結の価値、女性による闘争の歴史的価値を尊重しつつ、女性組織の役割および自立を高める。

### 4. 青年とスポーツ

- a. インドネシア国民の生活の質を高め、健康な肉体を育むため、学校や社会において早期から教育を通してスポーツに親しむ文化を創る。
- b. 体系的・総合的な方法により、国際レベルの記録を達成しうるスポーツ種目の開拓と育成をはかる。その際、教育機関を育成センターとし、各スポーツ協会(障害者スポーツ協会を含む)が一般社会と共同で指導にあたる。
- c. 信仰・道徳心、愛国心、自立心に富み、国民の要望に対応しうる民主的国家的リーダーとして、自ら組織を構成する自由および機会を与えることにより、青年がその潜在能力、才能、適性を開発することのできる風土を創る。
- d. 競争力のある、優秀で、自立した青年層の起業家精神と意欲を育てる。
- e. 麻薬、違法薬物、その他中毒性薬物のもつ危険性に対する国民の認識度を高め、撲滅運動を実施することにより、有害な行為から青年層を護る。

## C. 開発プログラム

2000-2004年に実施する社会・文化分野の開発プログラムは、保健と社会福祉、文化・芸術・観光、女性の地位・役割、青年とスポーツの4グループのプログラムに分けられる。

### 1. 保健・社会福祉プログラム

#### 1.1 健康な環境、健全な生活姿勢、社会エンパワメント・プログラム

##### a. 健康的な環境

このプログラムの目的は、児童や青年の成長を支え、健康な生活の基本的ニーズを満たし、環境問題に起因する危険から国民を守ることのできる健康的な自然環境を築き、個人・家族・国民の健康度を最大限まで高めることである。

理想的な環境とは、身体的、心的、社会的、精神的に良好な健康状態を維持することのできる環境である。なお、ここでいう環境には、物理的、生態学的、心理的な環境を含む。配慮すべき要素としては、衛生的な水、公衆衛生、健康的な住宅地、家族や住民が健全な社会生活を送るのに十分な空間の確保・整備が挙げられる。また、近代化のネガティブな影響から国民を護るため、互いを育み、慈しみ、思いやる家庭作りに貢献する環境が求められる。予期せねばならない生態学的な環境問題としては、病原菌媒介生物を通じた病気の蔓延、汚染、その他危険物質の拡散と深く関わる新しい土地の開墾、難民収容所の設置、都市への人口集中などである。このような環境の改善を果たすには、セクター間だけでなく、国家間の協力が必須条件となる。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 計画・実行・管理の責任についてセクター間の協約を結んだ上で、地域・地方・国家レベルの環境改善方針およびコンセプトを策定する。
- (2) 潜在資源を最大限に活用し、物質的、社会的、文化的な環境改善策を推進する。
- (3) 健康的な環境を維持するため、国民の認識および責任感を高める。
- (4) 都市・農村部において、細菌学上の水質基準を満たした水を確保できる世帯の数を増やす。
- (5) 貧困地区を含む農村・都市部の居住地区や住宅地の保健条件を改善する。
- (6) 公共の場におけるの保健施設とその運営方法を改善する。
- (7) 社会的、健康的な生活を支援する空間として学校環境を改善する。
- (8) 放射線の撲滅を含む、職場、オフィス地域、工業地帯における保健条件を改善する。
- (9) 全病院および廃棄物処理場を含む保健医療サービス施設の保健条件を改善する。
- (10) 産業廃棄物の加工、工場や自動車の排気ガスによる大気汚染対策を実行する。
- (11) 消費者の安全のため、農薬の普及度を抑え、製品管理を強化する。

このプログラムの基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 個人、家族、社会を対象に、衛生や健康についての啓蒙をはかる。
- (2) 難民収容地区を含む、住宅地、居住地の環境を改善する。
- (3) 公共施設や食品加工施設の衛生状態を改善する。
- (4) 労働安全および労働衛生を高める。
- (5) 禁煙エリアを含む健康エリア・地域を増やす。

#### b. 健全な生活姿勢と社会のエンパワメント

このプログラムの目的は、健全で、生産性に富み、自立した社会を築くため、個人、家族、社会の、自己健康を管理、増進、維持する能力および環境を保護する能力を育むことである。そのためには、現地の社会文化に適した方法で、個人、家族、社会の知識、建設的姿勢、態度、積極性を高める。

健全な生活姿勢とは、能動的に健康の管理・増進に努め、病気を予防し、病気の脅威から自分を守り、国民健康増進運動に積極的に参加することを指す。また、社会のエンパワメントは、国民が、経済的・非経済的な性格の問題に阻まれることなく、質の高い保健医療サービスを利用できる能力を持つことを目指す。

このプログラムの総合目標は、保健分野において、個人、家族、社会の能力を開発することである。これは、妊婦、乳幼児、性成熟期の女性、その他の特定の保険ニーズをもつグループの、生活姿勢の改善や、健康管理・維持・増進および環境保護・改善における役割の向上に反映される。

このプログラムの具体的目標は、以下の通りである。

- (1) 衛生的・健康的な生活に対する国民の関心を高める。
- (2) 喫煙者や麻薬・違法薬物・中毒性薬物（NAPZA）使用者の減少をはかると共に、学校、職場、公の場における禁煙エリアおよび反麻薬・違法薬物・中毒性薬物エリアを増やす。
- (3) 出産、事故、妊娠中絶に起因する死亡率および障害発生率の減少をはかる。
- (4) 国民の精神病罹患率を下げる。
- (5) 家族の健康管理に対する男性の関与および責任を高める。
- (6) 住民サポート・システムを開発し、それにより保健関連サービスの需要を高める。

このプログラムの基本的な活動は、以下の通りである。

- (1) 衛生と健康に対する関心を高める。
- (2) 早期より子供の成長に気を配る風潮を高める。
- (3) 喫煙および麻薬・違法薬物・中毒性薬物使用反対運動を高める。
- (4) 妊娠と関わる事故および中絶防止策を改善する。

- (5) 国民の精神的健康についての管理策を改善する。
- (6) 現地の潜在能力および文化に合わせた、住民サポートシステムの強化をはかる。

## 1.2 保健対策プログラム

このプログラムの総合目的は、保健対策が国民にとって有益なものとなるようその質を改善し、また全国民にくまなく行き渡るよう均等化をはかることである。総合目標は、国民の参加と医療保険システムに支えられた、国民保健センター（Puskesmas）での基本保健医療サービスの実施と、公立／私立病院でのより高度な医療サービスの提供である。また、現地の抱える問題に促した、健康改善に対する影響力を持った保健医療対策の開発を最重要課題とする。

このプログラムの具体的目的は、以下の通りである。

- (1) 伝染病の発症および流行の防止。
- (2) 罹病率、死亡率、障害率の低下。
- (3) 基本保健医療サービスの対象地域拡張および均等化。
- (4) 基本保健医療サービス、医療サービス、その他付帯サービスの効果・効率の向上。
- (5) 保健医療サービスネットワークにおける、安全で有益な医薬品や伝統治療法の利用促進。
- (6) 児童、青年、および妊婦、授乳中の婦人を含む性成熟期の女性の健康状態改善。
- (7) 近代化の過程における個別問題を自主的に解決し、前向きな人生を送ることができるよう、国民の認識、意志、能力を高める。
- (8) 民間の協力に基づき、総合的な伝染病対策、災害防止策、災害対策を講じることで、人災および天災の被害から国民および環境を守る。
- (9) 保健面での特殊サービスを必要とするグループのためのリハビリ・サービスの開発。
- (10) 高齢者のための保健医療サービスの改善。

このプログラムの目標は以下の通りである。

- (1) デング熱の罹患率を人口10万人当たり5人にし、マラリアの罹患率を2000年度比の75%に下げ、結核の完治率を85%に引き上げ、HIV感染率を人口の1%に下げる。また、5歳以下の子供については、肺炎と下痢による死亡率をそれぞれ5歳以下の子供1,000人当たり3人(肺炎)、1.25人(下痢)に抑える。ハンセン氏病およびポリオ(小児麻痺)を撲滅し、児童予防接種率を90%に上げ、エボラ出血熱や脳炎等、新種の病気の侵入を防ぐ。
- (2) 心臓病のような非伝染病、脳卒中、精神病の罹患、および事故死の発生数の減少をはかる。
- (3) 人口に対する保健サービス要員数および施設数の比率増加をはかる。健康上の問題を抱える地域の住民の90%が保健医療サービスを享受できる環境を作ると共に、保健医療サービスの活用度の向上をはかる。
- (4) 基本水準を満たしている基本保健医療サービスおよび医療サービス施設の拡充をはかり、国民の保健医療サービスに対する満足度を高める。
- (5) 合理的な薬剤の利用を高める。
- (6) 出産時の保健要員立会い率および合併症の処置率を、全出産件数に対しそれぞれ75%、12%に引き上げる。5歳以下の子供および学齢前の児童の80%に保健指導を実施する。妊産婦および新生児の検診率を90%に引き上げる。
- (7) メッカ巡礼者や難民の死亡率を下げる。
- (8) 非常事態対策、災害予防・対策システムの総合的な改善をはかり、国民の積極的な参加を促す。
- (9) 障害者のためのリハビリサービス、高齢者のための保健医療サービスの充実をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 伝染病の撲滅および予防接種の実施。
- (2) 非伝染病撲滅運動の活発化。

- (3) 病気の治療・回復に対する基本保健医療サービスおよび医療サービスの貢献度の向上。
- (4) 付帯保健サービスの充実。
- (5) 伝統治療法の指導・育成。
- (6) 生殖保健サービスの改善。
- (7) 地域保健医療サービスの改善。
- (8) 伝染病対策の充実。
- (9) 災害対策、人道的援助の実行。

### 1.3 国民の栄養状態改善プログラム

このプログラムの総合目的は、国民の知性と生産性を高めることである。

具体的な目的は、以下の通りである。

- (1) 家族単位での自主的な栄養管理を促す。
- (2) 栄養失調および栄養過多を解消することで、国民の栄養状態を改善するために栄養管理サービスの充実をはかる。
- (3) 家庭レベルでの食糧確保のため、バリエーションに富んだ食生活習慣を築く。

このプログラムの目標は、以下のとおりである。

- (1) 5歳以下の子供の栄養失調率を20%に減らす。
- (2) 子供のヨード欠乏症甲状腺腫発症率を5%に抑える。
- (3) 妊婦の貧血症率を40%に、慢性虚弱率を20%に減らす。
- (4) 5歳以下の子供および妊婦のビタミンA欠乏症を根絶する。
- (5) 栄養過多率を10%以下に抑える。
- (6) 未熟児の出生率を下げる。
- (7) ヨード含有塩の摂取世帯数を90%に上げる。
- (8) 母乳の授乳率を80%に上げる。
- (9) 乳児への4ヶ月からの離乳食開始率を引き上げる。
- (10) 1人当たり1日平均2,200カロリー、蛋白質50gのバランスのとれた栄養摂取を達成する。
- (11) 少なくとも70%の家庭に栄養管理についての知識を持たせる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 国民を対象に栄養管理指導を行う。
- (2) 5歳以下の子供の栄養失調を解消し、栄養状態改善策をはかる。妊産婦を含む性成熟期の女性を対象に慢性虚弱状態対策をはかる。
- (3) ヨード欠乏症対策をはかる。
- (4) 貧血症対策をはかる。
- (5) ビタミンA欠乏症対策をはかる。
- (6) カルシウム、亜鉛、その他の栄養不足対策をはかる。
- (7) 栄養過多対策をはかる。
- (8) 食糧の開発および確保に努める。
- (9) 食糧・栄養管理システムを実施する。
- (10) 栄養士の養成と指導をはかる。
- (11) 栄養についての研究開発を行う。
- (12) 学校、病院、企業等の組織単位で栄養改善策を実行する。
- (13) 社会情勢、避難、天災に起因する栄養不良の対策を講じる。

#### 1.4 保健システム育成プログラム

このプログラムの目的は、(1)保健要員の増員、質改善、拡散をはかり、(2)保健予算の増額と効率的・効果的な利用に努め、(3)均等で、国民にとって利用し易く有益な保健サービス施設・インフラ、ロジスティックスの充実をはかることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) あらゆるレベルの民間と政府の保健要員開発方針および計画を策定する。
- (2) 既存の保健要員の能力を改善し、全保健要員のキャリア・アップをはかる。
- (3) 教育機関の機能を高め、対象者すなわち保健要員のプロフェッショナルリズム向上に重点を置いた教育・訓練を実施する。
- (4) 医療保険の普及により、国民の医療サービス利用率を高める。
- (5) 医療保険システムを採用する企業を増やす。
- (6) 医療保険システムの需要に基づき、政府・民間の良質な医療保険サービス網を築く。
- (7) 医療保険を適用できる高度な技術を持ったファミリー・ドクターの医療サービス網を拡張する。
- (8) 国民の保健医療ニーズに対応した医療・非医療器具の整備をはかる。
- (9) 現地の抱える問題や国民の保健医療ニーズに適合した、適正な保健医療サービスの拡充・充実をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 保健要員の能力および計画を改善する。
- (2) 保健要員の教育および訓練の充実をはかる。
- (3) 医療保険システムを改善する。
- (4) 医療サービス施設・インフラおよびロジスティックスを開発する。

#### 1.5 薬品・食品・危険物質管理プログラム

このプログラムの目的は、以下の通りである。

- (1) 薬品、麻薬、違法薬物、危険物質の誤用から国民を守る。
- (2) 品質・安全基準を満たさない薬品、食品、医療器具の使用から国民を守る。
- (3) 国民が必要とする良質の薬品を常時、均等に供給する。
- (4) 特に国内天然資源に基盤を置いた製薬産業の潜在的競争力を高める。

このプログラムの目標は以下のとおりである。

- (1) 薬品、麻薬、違法薬物、中毒性薬物の流通をコントロールする。
- (2) 薬品、麻薬、違法薬物、中毒性薬物の誤用から国民を遠ざける。
- (3) 条件を満たしていない危険化学物質の使用に伴うリスクや副作用を防止する。
- (4) 市販の医薬品や医療器具の品質を保証する。
- (5) 非客観的かつ混乱を招くような医薬品関連情報から国民を遠ざける。
- (6) 医療目的である効果的かつ安全な薬品の使用を達成すると共に、薬の価格の引き下げをはかる。
- (7) 医薬品規制ガイドラインを適用する。
- (8) 医薬品管理ガイドラインに従い、認可・登録サービスのプロフェッショナルリズムおよび適時性を改善する。
- (9) 薬品・食品検査センター(PPOM)あるいは薬品・食品検査所(BPOM)の実験能力を、国際認定システムに基づき認定する。
- (10) 国内製薬産業の国際的競争力を高める。
- (11) 市販製剤の製造方法、製造設備、供給、流通の質を保証する。
- (12) 公共セクターにおける基本保健医療サービス用原薬剤の十分な供給を保証する。
- (13) 地方分権の一環として県・市単位での薬物管理を推進する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 薬品、麻薬、違法薬物、中毒性薬物、その他危険物質の悪用を防止する。
- (2) 食品および栄養補給食品の安全性の保証ならびに管理を徹底する。
- (3) 薬、伝統的な薬、化粧品、医療器具に対する管理（宣伝広告を含む）を徹底する。
- (4) 合理的な薬剤の使用を促進する。
- (5) 生薬・エキス薬を応用する。
- (6) 純インドネシア製の薬を開発する。
- (7) 製薬産業の振興と開発に努める。
- (8) 薬品・食品管理のための実験を改善する。
- (9) 薬品および食品の品質基準を定める。
- (10) 薬品・食品情報システムならびにサービスを開発する。

#### 1.6 保健開発政策・管理プログラム

既定の目的・政策・戦略に従い保健対策を実行するには、方針の策定および効果的・効率的な資源の管理が必要となる。また、均等で質の高い保健医療サービスの実現を目差し、保健分野の科学技術を応用する。ここでいう資源とは、人材、資金、資材、知識、技術、情報を意味し、これらを提供するのは、政府および一般市民ならびに民間企業である。

このプログラムの目標は、以下のとおりである。

- (1) 効果的、効率的、良質、永続的な保健システムの確立を保証する保健政策を策定する。
- (2) 保健分野の改革を支援する保健政策を策定する。
- (3) 保健政策の研究を進める能力を持った保健要員を確保する。
- (4) 地方分権の一環として、地域およびセクター別保健計画システムを実行する。
- (5) 各行政レベルで、地方分権およびグッド・ガバナンスの原則に基づいた組織構造を確立する。
- (6) 保健関連のすべての機関において、効率的かつフレキシブルな財政管理方法および備品の整備をはかる。
- (7) 保健関連のすべての機関の統制メカニズムを構築する。
- (8) 保健分野に関する法律の総合的な整備をはかる。
- (9) 保健活動に関する法律の学術的調査、研究、分析を行う。
- (10) 保健分野における争議を解決するための立法処置および争議の緩和を行う。
- (11) 保健開発の管理に役立つ、正確で、タイムリーで、充実した保健情報を提供する。また、保健プログラムの立案、実行、モニタリング、評価のための情報提供に努め、各行政レベルでの発動体制を徹底させる。
- (12) 地方自治を支える保健プログラムの実行方針およびコンセプトを策定する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 保健プログラム政策を開発する。
- (2) 保健開発の管理を徹底する。
- (3) 保健法の整備をはかる。これには、「保健に関する 1992 年法律第 23 号」の改正、国民健康保険に関する法案の作成、医療業務に関する法案の作成を含む。
- (4) 保健情報システムを開発する。
- (5) 保健分野の科学技術を開発する。

#### 1.7 社会福祉開発プログラム

社会福祉の発展の可能性は、本人や家族や環境の福祉を高める能力を持ち、それを活用しようとする、あるいは福祉の維持・改善・開発を妨害されている状態にある個人、家族、社会的グループ、社会的サービス機関・組織の中に潜んでいる。また、建設的価値観および科学技術も社会福祉の発展に貢献する要素である。

このプログラムの目的は、社会問題の解決、社会福祉面の問題を抱える国民の生活の質および福祉の改善

に対する国民の認識、能力、責任感、役割を高めることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 子供の成長する権利を守る。
- (2) 児童、高齢者、定年退職者、女性を暴力、搾取、犯罪から守る。
- (3) 社会サービスを提供し、高齢者や障害者が公共の施設を利用し易いよう便宜をはかる。
- (4) 障害者の社会的能力を高め、生産力をもつ労働力とする。
- (5) 心身障害者が人間らしい生活を送るための権利を守る。
- (6) 高齢者や定年退職者の尊厳を守る。
- (7) 不良児童や麻薬・違法薬物常用者に犯罪との縁を切らせ、更正をはかる。
- (8) 売春婦に普通の社会生活を送る意志と能力を取り戻させる。
- (9) 貧困者および浮浪者を、生産力を持つ労働力として自立させる。
- (10) 暴動の犠牲者や混乱地域居住者など、社会問題の被害者や被災者の救済におけるニーズを満たすため、企業を含む一般社会の能力を改善する。
- (11) ソーシャル・ワーカー、ボランティア活動家、社会運動団体、NGO、青年組織、その他社会保護団体の潜在能力を引き出す。また、一般社会や民間企業から寄付を募り、社会問題の解決や、社会問題を抱える国民の生活と福祉の改善に役立てる。
- (12) 麻薬・違法薬物乱用の防止・阻止運動に対する国民の認識と参加を高める。
- (13) 社会保障プログラム、社会保護プログラム、社会保険プログラムを開発する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) ストリート・チルドレンを含む浮浪児の更正をはかる。
- (2) 児童の権利および児童・女性・高齢者の社会保護に関する情報を広める。
- (3) 高齢者、定年退職者、障害者が社会サービスや公共施設を利用し易いよう、関連法の整備をはかる。
- (4) 高齢者および定年退職者へ年金を支給する。
- (5) 障害者を対象にリハビリや社会保護を実施する。
- (6) 非行少年や麻薬の被害者を対象にリハビリを実施する。
- (7) 社会の逸脱者を対象にリハビリを実施する。
- (8) 社会経済的に恵まれない女性、貧困家庭、閉鎖的コミュニティを対象に啓発を行う。
- (9) 天災・人災の被災者を援助する。
- (10) ソーシャル・ワーカー、ボランティア活動家、社会運動団体、NGO、青年組織、社会保護団体、その他ローカル・レベルのグループの拡充および充実をはかる。
- (11) 一般市民や企業を対象に啓蒙活動を行う。
- (12) 社会サービスに貢献した者を表彰する。
- (13) 民間から、社会運動のための寄付を募る。
- (14) 社会保障プログラム、社会保護プログラム、社会保険プログラムを開発する。その際、地方の需要に対応した活動を実施する。

#### 1.8 社会サービスの管理およびプロフェッショナリズム改善プログラム

このプログラムの目的は、社会サービスの質およびプロフェッショナリズムを改善することである。そのためには、社会福祉問題に取り組む上での対策のさまざまな選択肢を開拓し、ソーシャル・ワーカーおよび社会福祉要員の能力を高め、社会サービスの標準化と法制化をはかる。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 社会サービスの選択肢を策定する。
- (2) ソーシャル・ワーカーおよび社会福祉要員の能力の向上。
- (3) 社会サービスの実施に関わる人材の教育と訓練。

- (4) 社会福祉情報およびデータの提供。
- (5) 社会サービスの標準化および法制化。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 社会福祉の研究開発を行う。
- (2) 社会福祉要員の啓発、訓練、教育を実施する。
- (3) 社会サービスの標準化を進める。
- (4) 社会サービス要員および機関の質改善をはかる。
- (5) 社会福祉情報システムを開発する。
- (6) 社会福祉法制化システムを開発する。この際、地域の需要に基づき活動を進める。

#### 1.9 社会問題対策の政策調整プログラム

このプログラムの目的は、業務ネットワークを通じて、社会の強化をはかり、開発の影響や急激な社会の変化から国民を守るため、社会問題対策の政策調整を行うことである。また、政府、産業界、一般社会による社会問題対策の調和が達成されることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 社会問題についてのデータおよび情報をまとめ、識別する。
- (2) 社会問題についてのデータおよび情報の研究・分析を行う。
- (3) 各社会問題の深刻度を見定める。
- (4) 社会問題対策の公共政策を研究する。
- (5) 関連機関へ公共政策を勧告する。
- (6) 社会問題対策の公共政策を策定する。
- (7) 公共政策を実施し、その普及をはかる。
- (8) 公共政策の実施状況に対するモニタリングおよび評価を行う。

#### 1.10 社会問題情報システム開発プログラム

このプログラムの目的は、社会問題対策の策定材料として必要とされるデータおよび情報を識別すること、事前警告を発するための情報システムを開発すること、社会問題の総括的な管理をはかる上で組織情報網の機能向上および調整をはかることである。また、それ以外の目的は、(1)社会、政治、経済、文化的局面から見た社会問題の推移、(2)一般市民や民間企業が所有する社会資本および経済的資源、さらに(3)社会問題自体の推移、などに関する正確なデータおよび情報を一般市民や民間企業へ提供することである。これらのデータおよび情報は、社会問題の解決に取り組む中での一般社会のエンパワメントに活用することができる。

このプログラムの目標は、(1)社会問題に関するデータ・情報管理システムの確立、(2)社会問題情報システムの実行メカニズムの構築、(3)社会問題指標の識別である。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 社会問題情報システムを開発する。
- (2) 国民情報・サービスセンターを立ち上げる。
- (3) 潜在的な社会問題の研究を進める。

#### 1.11 人口政策の開発および調整プログラム

このプログラムの目的は、各開発分野別の人口政策をまとめることである。このプログラムの目標は以下のとおりである。

- (1) 国民の生活の質改善、人口成長率・数の抑制、自然の力および環境の収容能力に適合した人口移動・拡散状況の管理に関する政策を策定・実施する。また、人口統計・管理の方法を開発する。
- (2) 全国人口政策と地域・地方人口方針との調整をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 常時、完全かつ正確な人口データ・情報の研究、開発、作成を行い、マクロとマイクロ両レベルの人口の特徴をつかむ。
- (2) 人口のサイズ、質、移動性の面から、人口問題に関する開発政策を研究する。
- (3) 国家・州・県／市レベルで人口の数、質、移動状況を管理するための法令を研究・制定する。
- (4) 人口統計および住民登録を含む人口管理に関する政策および法案の研究開発を行う。
- (5) 人口政策の普及活動および支援、人口政策の実施状況に対するモニタリングおよび評価を行う。
- (6) 若年者から高齢者までを対象に、人口統制についての啓蒙をはかる。
- (7) 一定基準を満たしている人口問題の研究要員の増員をはかる。

#### 1.12 家族エンパワメント・プログラム

このプログラムの目的は、社会の最小単位である家族の幸福を高めることである。家族の幸福は、その家族が家族員の基本的・社会的・精神的な需要を満たす能力と意識を持っているかどうかにかかっている。また、家庭内で女性が果たす役割、特に母親が家庭内の問題についての決定権を持っているかどうかから家族の幸福度をはかることもできる。家族の活力は、家族員を麻薬・違法薬物・中毒性薬物から守り、家族員をネガティブな外国文化の影響を遠ざける能力などに表れる。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 精神的需要、衣食住・教育・健康（家族計画を含む）といった基本的需要を満たす能力に欠ける家族の数を減らす。
- (2) 家庭の福祉向上のために必要な情報や収入を得ることのできる家族の数を増やす。
- (3) 家族の、子供を養育する能力を高める。
- (4) 家庭内暴力や家庭不和の発生率を下げる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 支援、コミュニケーション、情報、教育サービスおよびカウンセリングを行う。
- (2) 特に基本的需要を満たす能力に欠ける家庭を対象に、知識・技能・自足能力開発を行う。
- (3) 特に5歳以下の子供や青少年のいる家庭を対象に、エンパワメント運動を実施する。

#### 1.13 青年生殖保健プログラム

このプログラムの目的は、次世代の質を高めるため、青年が将来家庭を持つための準備をできるように生殖保健についての正しい知識を持たせ、生殖保健に関わる態度や行動を改善することである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 10代の結婚率を下げる。
- (2) 社会、家族、青年における生殖保健に関する理解度を高める。
- (3) 10代の妊娠率を下げる。
- (4) 未婚者の妊娠率を下げる。
- (5) 青年へHIV/AIDSを含む性病についての正しい知識を持たせ、生活態度や行動を改善する。

このプログラムの実行の一環として、学校あるいはその他の経路を通じて以下のような活動を推進する。

- (1) 青年を対象に、生殖保健についての啓蒙をはかる。
- (2) 青年を対象に、生殖保健についての支援、コミュニケーション、情報伝達、教育、カウンセリングを行う。
- (3) 結婚適齢期についての啓蒙をはかる。

#### 1.14 家族計画(KB)プログラム

家族計画プログラムの目的は、質の高い家族計画・生殖保健サービスを提供すると共に、出生率の統制をはかり、それにより国民の生活の質を高め、幸せな小家族を創ることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 家族計画を希望しているにも関わらずサービスを受けることのできない性成熟期の夫婦を6.5%に減らす。
- (2) 家族計画への男性参加を8%に引き上げる。
- (3) 女性1人当りの平均出産回数を2.4回に下げる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 家族計画についての支援、コミュニケーション、情報伝達、教育を実施する。
- (2) 避妊サービスの質を改善する。
- (3) 避妊具使用者を保護する。
- (4) 母子の福祉を高める。
- (5) 生殖権利および生殖保健についての啓蒙をはかる。

なお、これらの活動を支援するために、訓練や研究、管理情報システムの開発も進める。

#### 1.15 家族計画プログラム関連組織およびネットワーク強化プログラム

このプログラムの目的は、特に住民組織が実施している家族計画サービスおよび生殖保健の自主性、内容、質を高めることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 自主的に家族計画を行う性成熟期の人口を増やす。
- (2) 住民組織が行っている家族計画および生殖保健サービスの内容と質を改善する。
- (3) 家族計画および生殖保健サービスを自主的に行う機関を増やす。

ここでの基本的な活動を以下に挙げる。

- (1) 家族計画サービスを行っている住民組織を対象に、家族計画および生殖保健サービスとその運営に関する訓練・指導を行う。
- (2) 家族計画および生殖保健についての情報を提供し、また情報交換を行う。
- (3) 家族計画および生殖保健分野についての訓練および国際協力を推進する。
- (4) 自主的な家族計画についての啓蒙をはかる。

## 2. 文化・芸術・観光プログラム

### 2.1 文化の保護と開発プログラム

このプログラムの目的は、歴史的文化遺産、文化の多様性、伝統を理解・尊重する心を国民に植え付け、国民の文化活動の質を高め、文化的価値を見定める能力を育み、文化保存を徹底することである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 文化遺産や民族文化を柱に、宗教的価値観と相反しない調和のとれた有益な新しい文化を吸収して、インドネシア文化の価値体系を開発する。
- (2) 国民が他の民族の文化を理解・尊重出来るように啓蒙する。
- (3) 芸術活動における創造の自由を高める。
- (4) 芸術家や文化人の著作権を保護する。
- (5) 質およびモラルの高いインドネシア映画の作成を促進する。
- (6) 文化遺産の目録や記録を作成する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 伝統、歴史的遺産、博物館の保護・開発・利用を促進する。
- (2) 文学、芸術、文化活動を奨励する風土を築く。
- (3) 言語の開発を行う。
- (4) 学術書および学術文化を開発する。

- (5) 芸術分野の開発を行う。
- (6) インドネシア映画を育成・開発する。
- (7) 一般社会における芸術・文化の鑑賞を高める。

## 2.2 観光開発プログラム

観光開発においては、潜在的な文化、芸術、自然資源がその基盤となる。現地市民の啓発をはかり、観光商品およびその販売技術の総合的开发を進めることで、これら観光資源の価値を高め、運用していく。

このプログラムの目的は、地元市民の啓発をはかり、芸術、文化、自然資源を利用することで、国家観光商品を開発し、その質を高めることにある。ただしその際、現地の伝統芸術、伝統文化および自然環境の保護、そして特に海外観光市場の開拓および拡張にも配慮する必要がある。

このプログラムの目標は以下の通りである。

- (1) 芸術、文化、伝統、自然を世界へ宣伝するため、観光活動の効果を高める。
- (2) 他の民族の芸術や文化を理解・尊重する姿勢を国民へ植え付けるための観光活動を推進する。
- (3) 芸術分野における創造活動、および新しい文化の開発を支援する観光活動を推進する。
- (4) 外貨収入を増やし、現地市民の福祉を高めるため、観光収入のアップをはかる。
- (5) 市民および中小企業の観光開発参加を促進する。
- (6) 観光商品開発技術および観光販売技術の融合的な改善をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方分権化および国際化のニーズに対応するため、人的資源を含む現地資源の活用に基盤を置いた国家観光政策の改革をはかる。
- (2) 国際市場向け観光商品の開発および強化を支援するため、地方間の観光情報システムおよび情報網を立ち上げるなど、観光産業販売戦略を策定する。
- (3) 潜在観光商品として現地の自然資源を保護・開発する。
- (4) 潜在観光商品として現地の伝統芸術および文化を開発・強化する。
- (5) 観光関係者間のコミットメントの統一をはかるため、観光関係者フォーラムやネットワークを立ち上げ、責任および任務の分掌をはかる。
- (6) 潜在観光地へのアクセス・ルートを整備すると同時に、潜在観光地域におけるサービスの質やプロフェッショナリズムを改善する。
- (7) 観光産業の発展に貢献する人的資源の能力開発、規則の整備を通じ、地方・国家レベルの公的サービス機関の能力を高める。

## 3. 女性の地位・役割プログラム

### 3.1 女性の生活の質改善プログラム

このプログラムの目的は、人間あるいは人的開発資源としての、また現世代および次世代を築く基盤である家族の一員としての、もしくは生活や開発に関与する社会人としての、女性の地位と役割を高めることである。ここでの目標は、特に法律、経済、政治、教育、社会、文化分野における女性の質と役割を高めることである。

このプログラムの目標を達成するためには、すでに述べた以下のような各種プログラムに含まれている各種活動を実践する。

- (1) 法令整備プログラム
- (2) 就業機会の拡大増進プログラム
- (3) 労働者の質と生産性向上プログラム
- (4) 労働者組織の保護と育成プログラム
- (5) 政治機構改善プログラム
- (6) 政治文化の育成プログラム
- (7) 初等・幼児教育プログラム

- (8) 中等教育プログラム
- (9) 高等教育プログラム
- (10) 学校外教育育成プログラム
- (11) 健全な生活姿勢と社会のエンパワメントプログラム
- (12) 保健対策プログラム
- (13) 国民の栄養状態改善プログラム
- (14) 社会福祉開発プログラム
- (15) 家族エンパワメント・プログラム
- (16) 青年生殖保健プログラム
- (17) 家族計画プログラム

### 3.2 女性エンパワメント政策開発・調整プログラム

このプログラムの目的は、開発分野別の女性エンパワメント政策の相互調整をはかることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 生活分野および開発分野における女性の地位と役割を高めるべく、ジェンダーに配慮した開発政策を策定・実行する。
- (2) 国家レベル、地方レベルの女性エンパワメント政策の内容を統括する形で、女性エンパワメント促進政策を策定・実行する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 女性エンパワメント促進政策を、改めて国家・地方レベルの各開発方針にまとめ直す。
- (2) 女性差別的、ジェンダー差別的な法律・法令を研究し、改正する。
- (3) より効果的な政策のあり方を探る意味で、女性エンパワメント促進政策を研究する。
- (4) 女性エンパワメント政策、プログラム、活動の実行の促進、支援、普及をはかり、これに対するモニタリングおよび評価を行う。
- (5) 社会文化、宗教、国家情勢に促した方法で、ジェンダー問題の研究を行う。また、その成果をジェンダー配慮の促進に役立てる。

### 3.3 社会の役割向上およびジェンダー問題主流化組織のエンパワメント・プログラム

このプログラムの目的は、女性エンパワメント活動に従事する機関の役割および自立性を高めること、女性のエンパワメントに対する市民の役割を強化すること、開発の各段階およびプロセスにおいて政府組織のジェンダー問題主流化(メインストリーミング)実施能力を高めることである。

このプログラムの目標は、以下のとおりである。

- (1) 女性のエンパワメントにおける市民の参加および役割を高める。
- (2) ジェンダー問題主流化(メインストリーミング)システムを確立する。これは、政府機関におけるジェンダーについての認識の高まり、ジェンダー差別問題に取り組む委員会あるいはフォーラムの結成、中央・地方の各政府機関におけるジェンダー問題主流化ユニットの設置、ジェンダー問題主流化の実施方法および手段の確立、各開発分野のジェンダー問題に関するデータおよび情報の整備に反映される。
- (3) 女性エンパワメントに関するビジョンを持った組織、特に女性団体の役割、質、自立性を高める。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 司法・立法・行政機関、インドネシア国軍(TNI)、インドネシア警察(Polri)、一般社会を対象に、ジェンダーの平等についてのコミュニケーション・情報伝達・教育および支援を実施する。
- (2) ジェンダー問題に取り組む委員会あるいはフォーラムの結成を推進する。
- (3) 開発の計画・実行・モニタリング・評価プロセスにおける、中央・地方の各政府機関のジェンダー問題

主流化実施能力を高める。そのために、各政府機関の技術・技能を高め、各政府機関にジェンダー問題主流化ユニットを設置する。

- (4) ジェンダー問題主流化の実施方法および手段を開発する。これには、コミュニケーション・情報伝達・教育および支援の題材・内容の充実を含む。
- (5) 性別のデータや情報を整備する等により、ジェンダー情報システムを開発する。
- (6) 国家・地方レベルの女性組織を含む、女性エンパワメント活動に従事する機関の能力を高める。具体的には、女性が遭遇している様々な問題を認識し、その防止に努めると共に、政府と協力して開発政策・プログラムを策定するため、技術・技能的改善をはかる。
- (7) 女性エンパワメント活動に従事する政府・住民・住民組織間に、相互利益に基づく友好的な関係を築く。
- (8) ジェンダー間の平等性についての報道機関の認識および参加を高める。

#### 4. 青年・スポーツプログラム

##### 4.1 スポーツ政策開発・調整プログラム

このプログラムの目的は、開発分野別のスポーツ政策の相互調整をはかることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) スポーツ選手、コーチ、専門家、関係者の拡充と能力開発をはかるため、一貫性のあるスポーツ政策を策定・実行する。
- (2) 国家および地方レベルにおいて、一貫性のあるスポーツ政策を策定・実行する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 効果的、能動的、革新的なスポーツ開発政策を研究・策定する。
- (2) 競争力の高い国民スポーツの開発を支援するため、国民の要望に対応できる法令の研究と改正をはかる。
- (3) スポーツ政策の実行に対するモニタリングおよび評価を行う。

##### 4.2 スポーツおよび体育普及プログラム

このプログラムの目的は、国民の身体的健康度を高め、国民スポーツを含む体育活動を活発化することである。これにより、健康を優先する発想を実現し、国民文化として伝統的スポーツを保護する。

このプログラムの目標は以下の通りである。

- (1) 学生、労働者、高齢者を含む国民の身体的健康度を高める。
- (2) 障害者や高齢者を含む国民におけるスポーツ人口の数および質を高める。
- (3) 職場や公共の場での健康・スポーツ活動を支援する施設・インフラの拡充をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) スポーツ人口を対象に、コミュニケーション・情報伝達・教育サービスおよびカウンセリングを行う。
- (2) 児童のためのスポーツを開発する。
- (3) 学校、大学での体育教育を促進する。
- (4) 職場でのスポーツを促進する。
- (5) 娯楽スポーツを開発する。
- (6) 高齢者のためのスポーツを開発する。
- (7) 障害者のためのスポーツを開発する。
- (8) 伝統的スポーツを保護・促進する。
- (9) スポーツ施設の整備における市民、企業、地方政府の役割を高める。

##### 4.3 スポーツ才能育成プログラム

このプログラムの目的は、特に学校で、障害者を含む国民にスポーツ教育を実施し、スポーツの才能を伸

ばすことである。

- (1) 障害者を含む、将来性のある運動選手の数を増やす。
- (2) 学生運動選手指導要員・機関の数および質を改善する。
- (3) 優先種目の競技会の数および質を高める。
- (4) 標準的なレベルのスポーツ施設・インフラの拡充をはかる。
- (5) スポーツ才能教育における、障害者スポーツ組織を含むスポーツ組織の役割を高める。
- (6) 有能なスポーツ選手の栄養状態を改善する。
- (7) スポーツ・コーチ、研究者、専門家、技術者の能力を高める。
- (8) 全種目の成績を伸ばすためスポーツ面における科学技術の応用を促進する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 規律や規則を尊重する姿勢を育て、スポーツマン精神を形成する。
- (2) 地方別の優先種目を識別し、開発をはかる。
- (3) 学生のスポーツの才能を見出す。
- (4) 地方別優先種目に基づき、指導機関を通じて、才能のあるスポーツ選手の指導・育成をはかる。
- (5) 体育教師およびスポーツ・コーチの訓練を実施する。
- (6) 学生競技会を開催する。
- (7) 集約的なスポーツ才能教育を実施する。
- (8) 各学校にスポーツ施設を整備する。
- (9) 才能のある選手を対象に、コミュニケーション・情報伝達・教育サービスおよび支援を実施する。
- (10) スポーツに貢献し、良い成績をあげた選手を表彰する。
- (11) スポーツ組織の運営を指導する。
- (12) 市民および企業による、スポーツ界への資金援助を促進する。
- (13) スポーツ才能教育プログラムの実行状況をモニタリング・評価する。

#### 4.4 スポーツ記録向上プログラム

このプログラムの目的は、障害者のためのスポーツを含む、スポーツ記録を高めることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 国内記録を更新する等、国内レベルのスポーツ選手の成績を高める。
- (2) 障害者のスポーツを含む国際レベルの競技会において、より高いレベルの賞を獲得する。
- (3) スポーツ面における科学技術の応用により、スポーツの成績を高める。
- (4) 特に優先種目に対する資金援助および指導において、企業、産業界、市民の支援を促進する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方・国家・国際レベルの各優先種目を識別する。
- (2) 地方・国家レベルで優先種目に対する指導をはかる。
- (3) 選手の知識および技術を高めると共に、精神鍛練をはかる。
- (4) 定期的、段階的、継続的に、学生、大学生、社会人を対象とする競技会を開催する。
- (5) 優先種目の指導および成績の向上に貢献できるよう、スポーツ・クラブ、地方スポーツ組織、全国スポーツ組織の運営状態を改善する。
- (6) スポーツ・コーチ、研究者、専門家、技術者の能力と質を高め、増員をはかる。
- (7) スポーツ・コーチ、研究者、専門家、技術者の、科学技術についての知識を深め、戦略的技術を高める。
- (8) スポーツの成績を高めるため、スポーツ面の科学技術を応用する。
- (9) 優先種目に対する資金援助および指導において、企業、産業界、市民の参加を高める。
- (10) スポーツ選手、コーチ、技術者の将来的な福祉の保証に努める。

#### 4.5 青年育成政策の開発・調整プログラム

このプログラムの目的は、開発分野別の青年育成政策の相互調整をはかることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 青年の役割と質を改善することで自立を促し、創造力を高め、各開発分野での競争に備えるため、青年育成政策を策定・実行する。
- (2) 国家レベルおよび地方レベルにおいて、一貫性のある青年育成政策を策定・実行する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 経済・社会・文化分野における青年のエンパワメントを支援し、青年に創造の機会を与える政策の研究と、法令の改正をはかる。
- (2) 開発における青年の積極的参加を促進するため、コミュニケーション・情報伝達・教育および支援の題材を開発する。
- (3) 青年育成政策を、改めて国家・地方レベルの各種政策にまとめ直す。
- (4) 青年問題の研究開発活動およびその成果の利用・活用を強化する。

#### 4.6 青年参加促進プログラム

このプログラムの目的は、青年層が青年問題を含む各種社会問題への取り組みに積極的に参加することで、青年層のアイデンティティ確立と可能性開発の機会を与えることである。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 社会運動団体および青年組織への青年の参加を高める。
- (2) 青年に対し、自己責任に基づいた団結の自由を保証する法令を整備する。
- (3) 青年実業家を増やす。
- (4) 各開発分野における青年の貢献度を高める。
- (5) 青年の麻薬・違法薬物使用事件を減らし、麻薬・違法薬物撲滅運動への青年の参加を高める。
- (6) 青少年犯罪の発生率を下げる。

このプログラムの目的ならびに目標の達成に向けた基本的な活動は、以下のように、経済・宗教・社会文化の3分野に分けられる。

経済分野においては次の活動を行う。

- (1) 青年中小企業家ならびに青年協同組合のエンパワメントをはかり、効率性、生産性、競争力を高め、青年のための事業機会を拡張し、青年の事業活動を歓迎する風土を築く。
- (2) 青年中小企業家ならびに青年協同組合の質、能力、自立性、プロフェッショナリズムを高め、より創造的かつ革新的で、生産性の高い、グローバルな競争力を持った事業体に育て上げる。
- (3) 青年労働者の能力、自立性、プロフェッショナリズムの向上を目指し、その技能・技術を改善する。
- (4) 地方別の優先品目および能力に注目し、グローバル志向の青年実業家の育成をはかる。
- (5) 青年の競争力を向上させる上で、科学技術および情報の応用に対する認識を高める。
- (6) 開発の安定と持続性を保証するため、自然環境および天然資源の運用・保護における青年の参加および関心を高める。

宗教分野および社会文化分野においては次の活動を行う。

- (1) 青年層に対して、自由と自己責任に基づいた団結と創造の機会を与える。
- (2) 地方間、国家間に友好関係を築く媒体として、青年層の国民芸術・文化活動を活発化する。
- (3) 青年層の連帯意識および社会的責任感を高める。
- (4) 国民文化保護のため、青年層を外国文化のネガティブな影響から守る。
- (5) 「多様性の統一」を原則とするインドネシア共和国の団結を強化するため、各開発分野における青年の参加を高める。

- (6) 麻薬・違法薬物・中毒性薬物やアルコール飲料の乱用、H I V／エイズ・性病感染問題解決への取り組みにおける青年の役割を高める。
- (7) 学生および青年層の喧嘩・集団暴力を含む犯罪撲滅への取り組みにおける青年の役割を高める。
- (8) 青年を対象に、法治国家および人権の尊重についての理解促進をはかる。
- (9) 国家・国際レベルの青年ネットワークを開発する。

以上のような開発分野への青年の参加促進を支援するため、青年を対象としたコミュニケーション・情報伝達・教育および支援の題材を研究し、これを実行する。

D. 社会・文化分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1. 保健と社会福祉			
1.	<p>a. 胎児から高齢者までの保健、治療、回復、リハビリの改善を優先する保険アプローチを目差し、互いに支え合う人間関係および環境の醸成をはかる。</p> <p>b. 医療分野に関わる人材の養成と、市販製剤を含む施設・インフラの充実を通し、保健医療組織・サービスの質を高め、維持する。</p> <p>c. 全労働者の保護と安全のための労働者社会保障制度を確立する。この運営には、政府、企業、労働者が参画する。</p> <p>d. 社会問題の被害者および被災者を救済するための援助をはかり、栄養失調や青年層における生活の質の低下を防ぐ能力を備えた社会を築く。</p> <p>e. 麻薬および違法薬物の製造者、売人、使用者に最重刑を適用することで、麻薬および違法薬物の売買・乱用の体系的な撲滅をはかる。</p>	<p>1. 健康な環境、健全な生活姿勢、社会エンパワメント・プログラム</p> <p>2. 保健対策</p>	<p>1. 衛生基準を満たした便所を使用している家庭の比率が上がる。</p> <p>2. 都市・村落部で衛生的な水を使用している家庭の比率が上がる。</p> <p>3. 衛生条件を満たしている公共施設および食品加工の比率が上がる。</p> <p>4. 保健条件を満たしている学校の比率が上がる。</p> <p>5. 廃棄物を安全かつ衛生的な方法で処理している工場および病院の比率が上がる。</p> <p>6. 健康的な家に住んでいる家庭の比率が上がる。</p> <p>7. 清潔で健康的な生活を送っている市民の比率が上がる。</p> <p>8. 村別の自立した総合サービス・ステーション (posyandu) の比率が上がる。</p> <p>1. 伝染病・非伝染病の罹患率およびそれに起因する死亡率</p> <p>a. デング熱の罹患率人口が10万人当たり8.7人が5人以下に下がる。</p> <p>b. マラリアの罹患率人口千人当たり50人が37.5人に下がる。</p> <p>c. 結核の完治率77%が85%に上がる。</p> <p>d. HIV感染率1%未満に抑える。</p> <p>e. 5歳以下の子供の肺炎による死亡率1,000人当たり4.8人が3人に下がる。</p> <p>f. 5歳以下の子供の下痢による死亡率1,000人当たり2.5人が1.25人に下がる。</p> <p>g. ハンセン氏病が撲滅される。</p> <p>h. ポリオ (小児麻痺) が根絶される。</p> <p>2. 児童予防接種率75%が90%に上がる。</p> <p>3. 病人の保健医療施設利用率が上がる。</p> <p>4. 基本保健医療サービス施設から病院への推薦を受ける患者の率が上がる。</p> <p>5. 妊産婦および新生児の検診率75%が90%に上がる。</p> <p>6. 出産時の保健要員立会い率66%が75%に上がる。</p> <p>7. 妊産婦の合併症の処置率12%以上に上がる。</p> <p>8. 5歳以下の子供および学齢前の児童の保健指導実施率71%が80%に上がる。</p> <p>9. 病人の伝統医療利用率。</p> <p>10. 環境問題に起因する病気の流行が削減される。</p> <p>11. 基本水準を満たしている保健医療施設の数が増える。</p> <p>12. 認定済みの病院の数が増える。</p>

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
		<p data-bbox="683 645 858 678">3.国民の栄養改善</p> <p data-bbox="683 1503 858 1563">4. 保健システム育成</p> <p data-bbox="683 1715 858 1776">5. 薬品・食品・危険物質の管理</p>	<p data-bbox="882 315 1362 611">13. 青年のための保健サービス施設の数が増える。 14. 高齢者のための保健サービス施設の数が増える。 15. 病院が実施する啓蒙・予防サービスの比率が増える。 16. 早期予防システムを実施している県/市の比率が上がる。 17. ラボラトリウム/健康管理センターを設置している県/市の比率が上がる。</p> <p data-bbox="882 645 1362 1458">1. 5歳以下の子供の栄養失調率26.3%が20%に下がる。 2. 妊婦の慢性虚弱率 24%が 20%に下がる。 3. 学齢児童の甲状腺腫発症率9.8%が5%に下がる。 4. 妊婦の貧血症率 50.9%が 40%に下がる。 5. 5歳以下の子供および妊婦のビタミンA欠乏症が根絶される。 6. 栄養過多率 12%が 10%未満に下がる。 7. 未熟児の出生率が下がる。 8. ヨード含有塩の摂取世帯数 63.5%が 90%に上がる。 9. 0～4ヶ月の乳児への母乳授乳率65%が80%に上がる。 10. 乳児への4ヶ月からの離乳食開始率が上がる。 11. 栄養摂取 1人当たり1日平均1,990カロリーが2,200カロリーに、蛋白質49gを50gに上がる。 12. 家庭における栄養管理についての知識普及率40%が70%に上がる。 13. 身長に対する体重が正常値に満たない児童の比率が下がる。 14. 5歳以下の子供、性成熟期・思春期の女性、職業女性の貧血症率が下がる。</p> <p data-bbox="882 1503 1362 1664">1. 医療保険加入人口が増加する。 2. 全人口に対する保健要員の比率が増加する。 3. 認定済み保健教育訓練期間の比率が上がる。 4. 全人口に対する保健医療施設の比率が上がる。 5. 保健医療サービス機関の利用率が上がる。</p> <p data-bbox="882 1715 1362 2011">1. 麻薬・違法薬物・中毒性薬物関連事件の摘発率が上がる。 2. 食品中毒事件の摘発率が上がる。 3. 危険物質を適正な方法で取り扱っている企業の数が増える。 4. CPOBの一貫としての薬品生産・流通設備の検査率が上がる。 5. サンプルングの数に対する品質条件を満たしていない医薬品の比率が下がる。</p>

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
		6. 保健開発政策・管理	<p>6. 国内天然資源を基盤とした医薬品の数が増える。</p> <p>7. 合理的な薬剤の利用率が上がる。</p> <p>8. 生薬／エキス薬の供給率が上がる。</p> <p>9. 認定済み薬品・食品検査所の数が増える。</p> <p>10. 原薬剤／生薬の価格方針が普及する。</p> <p>1. 保健プログラム方針に組み込まれた条例の数が増える。</p> <p>2. 地方自治法に従い保健方針を設けた県／市の数が増える。</p> <p>3. 地域に基盤を置いた保健管理システムを有する県／市の数が増える。</p> <p>4. 保健に関する地方条例を設けている県／市の数が増える。</p> <p>5. 独自の保健プロフィールを作成する能力のある県／市の数が増える。</p> <p>6. 保健栄養分野の研究および研究結果発表の数が増える。</p> <p>7. 保健プログラムに採用された保健分野の研究結果の数が増える。</p>
2.	<p>1. 全労働者の保護と安全のための労働者社会保障制度を確立する。この運営には、政府、企業、労働者が参画する。</p> <p>2. 社会問題の被害者および被災者を救済するための援助をはかり、栄養失調や青年層における生活の質の低下を防ぐ能力を備えた社会を築く。</p> <p>3. 高齢者および定年退職した人々の尊厳と地位を守り、その経験を役立てるため、高齢者・定年退職者に対する畏敬の念を育てる。</p> <p>4. 国民福祉改善の一環として就業機会を拡大し、障害者、貧困者、浮浪児、浮浪者に対する社会の関心を高める。</p> <p>5. 麻薬および違法薬物の製造者、売人、使用者に最重刑を適用することで、麻薬および違法薬物の売買・乱用の体系的な撲滅をはかる。</p> <p>6. 障害者の社会的立場を改善する。</p>	<p>7. 社会福祉の開発</p> <p>8. 社会サービスの管理およびプロフェッショナルイズムの改善</p> <p>9. 社会問題対策の政策調</p>	<p>1. 身寄りのない高齢者の比率が下がる。</p> <p>2. 生産的活動に参加している障害者の比率が上がる。</p> <p>3. 児童の浮浪率が下がる。</p> <p>4. 全人口に対する貧困率が下がる。</p> <p>5. 社会福祉要員、社会運動団体、NGO、社会問題の防止と解決に関与している企業の数が増える。</p> <p>6. 社会保障、社会保護、社会保険プログラムが実施される。</p> <p>7. 不良児童、麻薬・違法薬物の被害者、社会の逸脱者による社会サービスの利用がふえる。</p> <p>1. 社会サービスにおける研究に基づくサービス・モデルの採用率が上がる。</p> <p>2. 社会福祉実施者および市民が利用・入手できるデータおよび情報が増える。</p> <p>3. 質の高い社会サービス要員および社会サービス機関の数が増える。</p> <p>4. 教育・訓練を受けた社会サービス要員および社会サービス機関の社会サービスへの貢献度が上がる。</p> <p>5. 障害者・浮浪者の需要や平等に配慮した法令が整備され、および社会サービスの実施に対する擁護が実施される。</p> <p>政府、市民、民間企業の参加に基づいた社会問題解決に関する政策が作られる。</p>

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
		10. 社会問題情報システム開発	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会問題を取り扱う社会サービス情報センターが設立される。</li> <li>2. 社会問題の重要指標が識別される。</li> </ol>
3.	産児制限、死亡率抑制、家族計画プログラムの改善により国民の生活の質を高める。	11. 人口政策の開発および調整プログラム  12. 家族エンバワメント          13. 青年の生殖保健          14. 家族計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口のサイズ・質・移動性、人口情報、人口統制に関する国家人口政策が策定される。</li> <li>2. 国家人口方針に適合した地方人口政策が策定される。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精神的需要、衣食住・教育・健康（家族計画を含む）といった基本的需要を満たす能力に欠ける家族の数および比率が下がる。</li> <li>2. a. 起業の指導や訓練を受けた貧困家庭の数および比率が上がる。 b. 資本へのアクセス方法（マイクロ融資など）についての知識を有する貧困家庭の数および比率が上がる。 c. 資本へのアクセス（マイクロ融資など）を有する貧困家庭の数および比率が上がる。</li> <li>3. a. 5歳以下の幼児および子供の栄養失調比率が下がる。 b. 子供を就学させる経済力のある家庭の比率が上がる。 c. 子供の良い教育・養育方法についての知識を持つ家族の比率が上がる。</li> <li>4. a. 離婚件数が下がる。 b. 浮浪児童の比率が下がる。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 15~19歳の出産経験者或いは第1子を妊娠中の女の比率が下がる。</li> <li>2. a. 青年の生殖保健についての知識を有する家庭の数および比率が上がる。 b. 生殖保健教育を受けている青年の数および比率が上がる。</li> <li>3. 15~19歳の女性の年齢別出生率(ASFR)が下がる。</li> <li>4. a. HIV/エイズを含む性病予防法についての知識を有する15~19歳の青年の数および比率が上がる。 b. HIV/エイズ予防法についての知識を有する15~19歳の既婚女性の比率が上がる。 c. 性病およびHIV/エイズに感染している青年の数が減る。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家族計画サービスを受けていない性成熟期の夫婦の比率9.2%が6.5%に下がる。</li> <li>2. 男性の家族計画参加率2%が8%に下がる。</li> <li>3. 合計出生率(TFR)が2.78人から2.4人に下がる。</li> </ol>



No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
III. 女性の地位と役割			
1.	<p>1. ジェンダー間の平等性(ジェンダー・イクオリティー)の達成に取り組む団体による国家方針の実施を通じ、国民生活および国政における女性の地位と役割を高める。</p> <p>2. 女性の啓発および家族・国民の福祉改善の一環として、国家統一・団結の価値、女性による闘争の歴史的価値を尊重しつつ、女性組織の役割および自立を高める。</p>	<p>1. 女性の生活の質改善</p> <p>2. 女性エンパワメント政策開発・調整</p> <p>3. 社会の役割向上およびジェンダー問題主流化組織のエンパワメント・プログラム</p>	<p>1. 以下の要素に基づくジェンダー開発指標(GDI)値が改善される</p> <p>a. 寿命(男女別)</p> <p>b. 15歳以上の識字率(男女別)</p> <p>c. 年齢・教育レベル別の就学率(男女別)</p> <p>d. 教育レベル別の実就学率(男女別)</p> <p>地方・国家レベルでの、ジェンダーに配慮した生活・政治・教育・社会・文化分野開発政策が策定される。</p> <p>1. 女性エンパワメント・プログラムを有するNGO組織の数が増える。</p> <p>2. 女性に対する暴力事件の件数が減る。</p> <p>3. ジェンダー問題に配慮した開発政策・プログラム・活動の数が増える。</p> <p>4. ジェンダー問題主流化ユニットの数が増える。</p> <p>5. 性別データ・情報が整備される。</p>
IV. 青年とスポーツ			
1.	<p>1. インドネシア国民の生活の質を高め、健康な肉体を育むため、学校や社会での早期からの教育を通してスポーツに親しむ文化を創る。</p> <p>2. 体系的・総合的な方法により、国際レベルの記録を達成しうるスポーツ種目の開拓と育成をはかる。その際、教育機関を育成センターとし、各スポーツ協会(障害者スポーツ協会を含む)が一般社会と共同で指導にあたる。</p> <p>3. 信仰・道徳心、愛国心、自立心に富み、国民の要望に対応しうる民主的国家的リーダーとして、自ら組織を構成する自由および機会を与えることにより、青年がその潜在能力、才能、適性を開発することのできる風土を創る。</p> <p>4. 競争力のある、優秀で、自立した青年層の企業家精神と意欲を育てる。</p> <p>5. 麻薬、違法薬物、その他中毒性薬物のもつ危険性に対する国民の認識度を高め、撲滅運動を実施することにより、有害な行為から青年層を護る。</p>	<p>1. スポーツ政策開発・調整プログラム</p> <p>2. スポーツおよび体育普及</p> <p>3. スポーツ才能育成</p> <p>4. スポーツ記録向上プログラム</p>	<p>1. スポーツ分野の指導・開発政策が実行される。</p> <p>2. 地方の要求に対応した国家レベルのスポーツ政策が策定される。</p> <p>1. 対象を年齢別グループに分けてスポーツの普及をはたらきかけている民間団体や教育機関の比率が上がる。</p> <p>2. 地方レベルのスポーツ指導機関の数が増える。</p> <p>3. 市民スポーツ、伝統スポーツ、特別グループの競技会の数が増える。</p> <p>4. 学校、村役場、郡役所の健康・スポーツ設備の数が増える。</p> <p>1. レベル別選手養成機関の数が増える。</p> <p>2. 選手のためのレベル別競技会の数が増える。</p> <p>3. スポーツコーチ・研究者・専門家・技術者の教育・訓練への参加率が高まる。</p> <p>4. 有望なスポーツ選手の数および質が上がる。</p> <p>1. 国内記録更新の数が増える。</p> <p>2. 障害者のスポーツを含む国際レベルの競技会での受賞が増える。</p> <p>3. スポーツ科学技術の応用がなされる。</p> <p>4. a. 優先種目の育成をはかっている企業の数が増える。</p> <p>b. 企業・産業界・市民から提供されたスポーツ分野開発資金の額が増える。</p>

No.	国策大綱に述べられた指針	国家プログラム	業績評価指標
		5. 青年育成政策の開発・調整  6. 青年参加の促進	1. 経済・宗教・社会文化の開発に関連する青年育成政策が策定される。 2. 国家レベルの青年育成政策に対応した地方レベルの青年育成政策が策定される。 3. 自己責任に基づいた結社の自由を青年に対し保証する法令が整備される。  1. 社会活動における青年組織の比率が上がる。 2. 青年人口に対する青年実業家の比率が上がる。 3. 国家・国際レベルの観光、科学技術、文化芸術分野の展覧会・祭典・表彰式、および学術や文学のコンテストにおける青年の参加が高まる。 4. 青年の麻薬・違法薬物使用、飲酒関連事件数、HIV／エイズおよび性病の罹患数が減る。 5. 宗教活動への青年の参加が高まる。

## 第9章 地方の開発

### A. 総論

本章では、国家開発の5番目のプライオリティーである「地方開発の推進」実行方針およびプログラムについて述べる

中央集権的な行政・開発システム、監督能力の弱さ、開発の方法および戦略のマンネリ化、開発方針と実績のずれ、経済危機の勃発は、地方政府の自治能力を弱体化させ、また、社会サービス活動の地方分散を阻み、各地方間の経済的不均衡を生み、福祉改善における地方住民の無力さを助長してきた。

今まで、開発の計画、実行、管理、監督についての判断を下すにあたっては、セクター別アプローチがはかれると共に、中央を重視する傾向にあり、そのため地方政府は、行政、開発、社会サービスの遂行能力を育てる機会が与えられなかった。さらに、地方によって異なる社会経済状況に対する配慮の欠如が、地方の発展および住民福祉の改善において、中央政府に依存しきった地方政府の体質、地方政府の市民に対する責任感の欠如、地方行政サービスの非効率性を生んだ。

地方政府の能力不振は、中央政府による厳重なコントロールと、柔軟性に欠けた複雑な実行ガイドライン・指針を通じた決裁プロセスに起因している。また、中央政府機関が、様々な権限やサービス機能、許認可交付業務、財政収入運用業務の地方政府への委譲に乗り気でないことがある。中央による地方政府のコントロールは厳しさを増し、地方機関の任務・機能遂行におけるやる気や、革新・創造の芽を摘み取ってしまった。これを受け、すでに地方分権、地方政府への決裁権委譲および開発資金の配分、許認可交付権の委譲に向けた様々な努力がはかられている。

中央と地方との財政収入の格差は、地方間の経済的発展の不均衡や地方の非自立性に拍車をかけ、地方住民の不満を膨張させた。さらに、経済危機が各地方における経済活動を衰退させ、それにより失業率および貧困率の上昇やその他社会問題の増大が生じ、政府への不満を訴えるデモが各地で頻発している。また、地方収入が減少したことで、地方政府の自主的な行政・開発・サービス活動に支障をきたしている。

各セクター、各地方、各市や各村の間に生じた不均衡を是正し、経済危機を乗り越えるため、政府は地方に対する資金の直接配分、貧困問題解決、偏りのない経済活動の復興をはかる様々な方策を実行してきた。ただし、この方策が最大限の成果をあげるには、政府が経済活動の当事者、特に庶民の能力を引き出す必要があり、また全国的な経済活動の促進を支援する民間投資がこれに伴わなければならない。経済活動の当事者、特に庶民の能力を高める努力としては、庶民にとっての資本獲得および地方に存在する天然資源の運営・利用へのアクセス整備をはかっている。

村落部の多くの住民は、現在もなお自給自足農業に頼るか、あるいは小作農として小額の不定収入を得ることで生計を立てている。また、村落社会の生活状況は、社会経済的な面から見て都市部に遅れをとっているが、これには、村落に存在する就業・企業機会が競争力に欠け、住民に対し十分な所得を保証できないこと、教育・保健サービスレベルの低さ、大企業による天然資源の独占的利用、過剰な規制が起因している。このような状況を受け、村落・都市間の社会経済活動における相互関係の構築、住民のための生産資源へのアクセス整備、低所得農民・漁民を参加させたネットワークの開発、農産物販売関連規制の緩和といった対策が講じられている。村落社会の社会経済的発展を支援するにあたっては、貧困層のエンパワメントと擁護をはかり、特に住民自身が解決できないでいる構造的な問題を解消する必要がある。

都市部は、社会経済的生活の向上を目差す市民にとって大変魅力的な場所である。しかし、自然発生的な、あるいは移住政策による人口の急激な増加が、大都市や経済成長中心地周辺においてすでに住宅環境の悪化やスラムの拡大といった問題を生んでいる。人口増加問題対策として政府に要求されるのは、住宅や施設・インフラ、各種活動用地、就業機会の拡充である。

都市部は市民生活の拠り所であり、流通センターであるが、現在、すべての階層の市民に平等かつ充実した社会経済サービスを提供していく上での管理能力および資金力の限界に達しており、生産分野およびサービス分野における経済的活動への支援が要求されている。一方、失業問題、貧困問題、治安の悪化による社会不安の増大等に対する解決の糸口はなお掴めず、市民生活における秩序、治安、快適性、経済活動の安全、民間投資フローの乱れはその影響による。

人口および社会経済活動の成長はまた、より豊かで、安全で、快適な住宅やそれを取り囲む環境の需要を高めている。多くの市民は住宅産業の支援により自力でそれらの需要を満たすことができるが、低所得層にとって住宅確保は非常に難しい問題である。低所得層および貧困層を対象とした住宅供給策として、家と環境の修復、カンボン（集落）およびスラム地区の改善、低利子住宅ローンの提供が行われている。

人口の増加は、住宅および施設・インフラ需要の拡大に影響を与える主要因である。施設・インフラおよび環境整備の大部分は民間に頼っているが、都市・地域規模の整備は政府の担当範囲である。現在、政府は、急騰する都市・地域規模のインフラ・住宅設備の需要を満たす上で、その能力の限界を露呈している。そのような中で、多額の費用を要する都市インフラの整備に重点を置き、民間との協力による住宅インフラ・基本施設開発促進のため様々な策が講じられている。

地方間における開発の均衡化および地域開発の迅速化の達成は、既存の施設・インフラの状態に左右される。これまで施設・インフラの開発が各地方へ均等に行き渡るよう努力がはかられてきたが、政府資金の限界および対象範囲の広さが原因で十分な成果はあがっていない。このような背景により、東部インドネシア、国境地域、辺地、国内移住政策地域をはじめ、開発や政府サービスの行き届いていない地域がなお多く存在する。

地域開発に関連し、民間と政府による開発が同じ地域を対象とすることがよくある。このような不適確な計画や無秩序な空間利用は、社会経済活動の効率、環境の質および活力の低下を招く。またこれは、生活の質、地方経済の生産性、国民所得を下げ、開発の持続性を脅かす。したがって、政府および国民による土地利用を管理するためにも、開発の一手段として区画整備をはかる必要がある。区画整備を実行する際は、技術的要素、経済的要素、公共の利益、世代間の利益に配慮しなければならない。民間活動の多くは、個人や法人や公共の所有物件である土地と関連している。現在、土地のステータス証明プロセス、用途の確定、土地所有権の移譲に関する秩序を確立するため、土地問題の管理・監督については政府が取り扱っている。法の絶対性を保証し、規定に基づいた土地利用を徹底するにあたり、政府の果たす役割は非常に重要である。

上記の諸問題から、インドネシアにおける地域開発は、今後、複雑に絡み合った様々な社会経済的問題および政治的矛盾に遭遇することが予想される。これらを解決するには、政府および地方政府による配慮・措置、および各地方の住民の協力が必要となる。

住民のエンパワメントがあらゆる側面で注目されているが、これは経済的・社会的なエンパワメントに止まらず政治的なエンパワメントも含む。また、住民のエンパワメントは、経済・社会・政治生活における住民の権利取得・利用アクセスの整備と関連がある。つまり、アクセスの限界、知識・技術の不足、貧困、政府から住民へあるいは強大な経済グループから弱小グループへの権限・資源分配を渡る姿勢により、住民が能力不振に陥ることを避けるため、住民のエンパワメントは非常に重要である。

これまで、民間グループあるいは貧困家庭のエンパワメントは、政府による教育・保健サービスの提供、資金面での援助、事業管理、援助、インフラ整備といった形の各種サポートをもって実行されてきたが、これらはまだまだ不備な点が多い。一方、社会経済的な問題を抱える住民、不慮の事故に見舞われた住民の社会的保護については、家族、民間グループ、宗教組織、住民組織、民間企業、政府の支援を得、フォーマルあるいはインフォーマルな保護策がはかられている。

自立した組織作りを行っていくための住民の潜在的な能力は、社会経済的な発展に伴い、すでに向上の兆しを見せている。将来的には、社会福祉や社会問題への認識向上をはかる様々な活動に住民を参加させ、住民の自立性をさらに高める必要がある。

アチェ、イリアン・ジャヤ、マルク他、各地で起こっている政情不安は、社会経済的な不均衡、住民による人権保護と社会正義の要求、および民族・文化・慣習・習慣・宗教の違いが誘引したものと見える。この問題を深刻に受け止め、慣習組織、宗教組織、住民組織および政府と住民との直接的な協力により、段階的

な解決をはかる必要がある。

## B. 政策指針

1999-2004年国策大綱によると、地方開発においては以下のような指針が与えられている。

1. 一般社会および経済・政治・法・慣習法などと関連する組織、NGO組織、および統一国家インドネシア共和国内の全階層のエンパワメントの一環として、広範に及ぶ、実質的で、自主責任に基づいた地方自治を達成する。
2. 州、県／市、村の地方自治の有効性を研究する。
3. 許認可交付および資源運用の地方分権化、投資の分散化を通して、地方の利益を優先することにより、中央・地方間の財政的均衡をはかる。
4. 広範に及ぶ、実質的で、自主責任に基づいた地方自治の実施において地方議会の役割および機能を高める。

これまでの開発は、豊かさや福祉を高める一方で、貧困や摩擦（当事者間、階級間、村落・都市間、地域間、地方間）も引き起こしてきた。そこで、1999-2004年国策大綱においては、次のような政策が必要であることも明記されている。

1. 地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。
2. インフラ整備、アグリビジネスや小規模産業の開発、組織開発、技術習得、天然資源活用を推進することを通して、住民、特に農民や漁民のエンパワメントの一環として、村落開発を迅速化する。
3. 地方分権および地方自治の原則に基づき、全地域、なかでも東部インドネシア、国境地域、その他の後進地域における開発を促進する。
4. 十分な教育予算の確保により、地方の潜在能力と利益に従った地方人材の質向上をはかる。
5. 伝統的な土地相続法(ulayat)や慣習社会の権利を含む現地住民の権利を尊重しながら、また調和とバランスのとれた区画整理を心がけつつ、公正で、透明で、生産性の高い方法による土地利用推進策を開発する。

一方、統一国家インドネシア共和国という器の中での特別州(Daerah Khusus)の自治体制確立と、地方に存在する問題の公正な方法による総合的解決をはかるには、真剣かつ迅速な措置を要する。これについて、1999-2004年国策大綱は次のような取り組みを提示している。

### 1. アチェ特別州

1. 法律上、アチェ特別州を特別自治区に定め、アチェの人々の社会文化的生活の調和と多様性を尊重しながら、統一国家インドネシア共和国の民族の融合性を維持する。
2. アチェが軍事作戦地域に指定されていた当時およびその指定が解除された後に起きた人権侵害事件を法廷で裁き、公正さと尊厳をもった方法でアチェ問題を解決する。

### 2. イリアン・ジャヤ

1. 法律上、イリアン・ジャヤ州を特別自治区に定め、イリアン・ジャヤの人々の社会文化的生活の調和と多様性を尊重しながら、統一国家インドネシア共和国の民族の融合性を維持する。
2. イリアン・ジャヤで起きた人権侵害事件を法廷で裁く。

### 3. マルク

国家の統一性を維持し、高めるべく、長期化している社会の摩擦を公正で、実質的で、総合的な方法をもって解消し、また当事者である市民へ能動的な和解を促すよう政府が迅速な措置をとることを命じる。

以上の地方開発の指針を実行していく上で、次のような基本的アプローチをはかる。

- (1) 行政、開発、社会サービス関連業務の実行にあたり、地方自治体制の充実をはかる。
- (2) 持続的な地域成長、地域間の開発の均衡化、都市および住宅の開発、区域・土地整備の管理、村落部の開発促進、天然資源の運用の基本として、競争力の向上に重点的に取り組み、地域開発の迅速化をはかる。
- (3) 住民の福祉と生活の質を改善するため、住民が社会的権利を獲得するためのアクセスを確立することにより、住民のエンパワメントをはかる。
- (4) アチェ特別州、イリアン・ジャヤ、マルクの社会問題、経済問題、政治問題を解消するための特別措置を早急にはかる。

## C. 開発プログラム

1999-2004年国策大綱の指針および地方開発促進のアプローチに基づき、次の4グループに分類された開発プログラムを実行する。

- (1) 地方自治促進プログラム
- (2) 地域開発迅速化プログラム
- (3) 社会エンパワメント・プログラム
- (4) 特別地区対策迅速化プログラム

### 1. 地方自治促進プログラム

1999-2004年国策大綱の主旨に基づき、地方自治促進策として以下のプログラムに取り組む。

#### 1.1 地方政府要員の能力向上プログラム

このプログラムの目的は、地方自治の実施とクリーンな地方政府の確立にあたり必要とされる、地方政府機関の管理能力およびプロフェッショナリズムを高めることである。目標は、州・県・市・村において、プロフェッショナルで、需要、任務、権限に促した適性を備えた地方政府要員の数および質を高めることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方政府において各職位に就く者に対し求められる能力の基準化。
- (2) 地方政府の人材ニーズの分析。
- (3) 褒賞および懲戒システムの改善。
- (4) 教育・訓練の整備。

#### 1.2 地方政府組織の能力向上プログラム

このプログラムの目的は、地方自治の実施を支援する、業務メカニズム、組織構成、法令に絡む地方政府機関の能力を高めることである。目標は、適確な組織構成を築き、組織の実績を高め、地方政府関連組織間および政府組織と市民の間に業務上の関係を確立し、クリーンなグッドガバナンスを実現することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 州・県・市・村における地方自治の有効性について研究する。これには、地方自治区の拡張、合併、撤廃についての研究も含む。
- (2) 進歩的な組織、良き政府としてノルマを果たすため、地方政府の組織構成および管理体制の整備を行う。
- (3) 政府関連組織に縦横の関係を築く。また政府と市民の間の相互に影響しあう、対等な関係を築く。

#### 1.3 地方財政管理機能の改善プログラム

このプログラムの目的は、プロフェッショナルで、効率的で、透明で、責任性に基づく地方政府の財政管理能力を高めることである。目標は、社会サービスおよび開発の経費を補う、地方の直接収入の割合を高めることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方収入源の開拓。
- (2) 金融機関の整備および金融規制の簡素化。
- (3) 財政メカニズム、会計システム、透明な財務情報システム、地方財政管理法の開発と整備。

#### 1.4 NGO 組織強化プログラム

広範にわたる、実質的で、自己責任に基づいた地方自治の実施を促進するには、NGO 組織の役割および能力を高める必要がある。このプログラムの目的は、行政、開発、社会サービスを推進するにあたっての決裁、計画、実行、監督プロセスにおける公式・非公式な NGO 機関の関与とその能力を高めることである。NGO 組織とは、地方議会、村代表機関、住民組織、慣習組織、宗教組織などを意味する。目標は、決裁、計画、実行、監督プロセスにおける NGO 組織の参加メカニズムをうまく機能させ、民主的な社会監視メカニズムを構築することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方の NGO 組織の政策分析、公共施設管理、財政管理、コミュニケーション能力を高める。
- (2) 市民、NGO 組織、産業界、地方政府との意思疎通を盛んにする。
- (3) 大学やその他の機関との協力により政策の分析を進める。また、組織体制の改革をはかる。

## 2. 地域開発の迅速化

1999-2004 年国策大綱の主旨に基づき、地域開発を迅速化するため以下のプログラムを実行する。

### 2.1 地域経済成長プログラム

このプログラムの目的は、地域の長所に注目することで地域の経済成長率を高めることである。そのため、市民のための生産資材へのアクセスを整え、現地企業の生産・加工・販売能力を高め、安定した生産活動および事業の継続を保證できる投資家にとって魅力的な環境を築き、労働力の吸収をはかる。目標は、就業・起業機会の拡大を支援する地域経済の発展を促し、村落・都市間および地域間の相互利益に基づいた関係を築くことである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地域経済の施設・インフラのネットワークの開発および運営。
- (2) 現地経済組織の能力開発。
- (3) 生産資材の供給。
- (4) 庶民に手の届く銀行サービスを含む、製造技術および生産管理技術の移転。
- (5) 製造・販売活動に関する経済活動従事者間のパートナーシップの確立。

### 2.2 戦略的地域および高度成長地域開発プログラム

このプログラムの目的は、既存の戦略地域および新しい経済成長の中心地域を、立地条件や現地・国内・国際市場向け優良商品に基づき開発し、周辺地域の経済活動に刺激を与える地域経済開発の拠り所として機能させることである。目標としては、各地方の戦略地域および高度成長地域の事業能力および競争力を高め、優良品目の継続的な生産を促進することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 生産中心地域やその他の将来性のある地域（移住政策地区を含む）において、農業・工業・観光分野の優良品目の生産、加工、販売を促進する。
- (2) 熟練した人材の供給、テクノロジーの利用、近代的な情報通信網の開発など、戦略・高度成長地域のインフラ整備をはかる。
- (3) 地方の潜在資源や、政府・民間企業・市民・地方・地域間の経済協力を活かして、ビジネス・ネットワークを開発する。

### 2.3 村落開発プログラム

村落開発プログラムの目的は、村落社会の福祉を改善し、村落経済活動の発展および村落の産業化を迅速化することである。目標としては、村落社会の所得を引き上げ、就業機会の創出、消費・生産の需要を満たすための十分な食糧とその他資材の供給、村落・都市間の経済関係構築、現地経済の管理強化、村落社会経済組織・機関の能力改善を達成する。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 施設・インフラの改善。
- (2) アグリビジネスの開発。
- (3) 小規模工業および家庭内工業の開発。
- (4) 住民経済組織・機関の強化。
- (5) 生産・販売網の充実。
- (6) 目的に適したテクノロジーの応用。
- (7) 継続的な天然資源の運用・利用。貧困層および貧困家庭の社会経済生活の総合的な改善。
- (8) 村落行政および社会経済機関における組織構成の改善。

### 2.4 都市開発プログラム

このプログラムの目的は、居住環境の整った都市を作るために都市管理パフォーマンスの向上、貧困問題および社会問題への取り組み、都市の内的・外的機能の強化、開発における都市・村落間の協力をはかることである。目標としては、インフラおよび公共サービス整備における都市の管理能力を高め、都市開発への一般社会および企業の参加を促し、貧困問題および社会問題を減らし、都市と村落を結ぶインフラサービスの整備をはかる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 都市管理組織の構成と能力の改善をはかる。
- (2) 公共サービスのシステムおよび基準の改善をはかる。
- (3) 都市開発における政府・市民・民間企業の協力体制を高める。
- (4) 貧困問題および社会問題対策を促進する。
- (5) 都市部内の地域機能を高める。
- (6) 都市間、地域間、都市・村落間の流通を支援する都市サービス網を確立する。

### 2.5 住宅地開発プログラム

住居は、人間の生活の質を左右する基本的要素の1つであり、国民のための健康的で豊かな住居の整備は人的資源開発における基本条件である。

このプログラムの目的は、国民の住環境を充実させることである。そのため、住宅地開発関連規程や住宅地開発予算運用システムを改善し、低所得層を対象とした効率的な助成の方法を開発し、住民自身の住宅供給・開発能力を高め、住宅供給・開発における民間企業の役割を活性化し、また住宅供給・開発に従事する国営企業/地方政府企業(BUMN/BUMD)の運営状態を改善する。

このプログラムの目標は、以下の通りである。

- (1) 健康的な住宅を供給し、住宅用地の投機的な売買を防ぎ、国民の出資による住宅の整備を促進する。
- (2) 住宅ローンをもとにした抵当証券の良質なプライマリーおよびセカンダリー市場を築き、政府の財力の及ぶ範囲で効率的かつ目標に合った住宅助成メカニズムを創出する。
- (3) 貧困層および低所得層が充実した住居に住めるよう便宜をはかる。
- (4) 住宅分野の投資を促進し、効率的・効果的でアカウントビリティーを備えた国営企業/地方政府企業を確立する。
- (5) 国営企業/地方政府企業の活動を都市部の低所得層を対象とした安価な住宅およびアパート(Rumah Susun)の建設/供給および管理に集中させる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 住宅地開発システムおよび開発資金運用システムの整備および見直しをはかる。
- (2) 住宅ローンの抵当証券のプライマリー市場の質を改善する。
- (3) 住宅ローンの抵当証券のセカンダリー売買機関および市場を開発する。
- (4) 貧困層および低所得層を対象とした住宅供給のための助成メカニズムを改善する。
- (5) 都市部において簡素賃貸アパートを開発する。
- (6) 市民自身の能力に頼った住宅供給システムを開発する。
- (7) 簡素賃貸アパート供給分野への民間参入を奨励するため、免税措置を開発する。
- (8) 住宅供給・管理に携わる国営企業／地方政府企業の再構築をはかり、都市部低所得層を対象とした安価住宅およびアパートの建設・供給・運営を促進する。

## 2.6 居住施設・インフラ開発プログラム

このプログラムの目的は、市民の生活の質を高め、都市部および農村部の住宅地のインフラ整備をはかり、住宅地のインフラ供給・運営における企業／民間の役割を高めることである。また、戦略地域の整備・利用・管理体制を改善し、歴史的および伝統的地域の修復および保護をはかり、建築物の安全性を高めることである。このプログラムの目標は、市民生活の幸福度および健康度と高めること、市民による住宅地の施設・インフラ利用度を高めること、住宅地のインフラ整備における民間投資額を増大させること、経済開発における戦略的地域・歴史的地域・伝統的地域の役割を高めること、建築基準・ガイドラインおよび管理システムを設定することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 上水、下水、ごみ処理、洪水対策、道路、ターミナル、市場、学校、集落の修復などを含む住宅地の施設・インフラに関連するサービスおよび管理の質を改善する。
- (2) 住宅地の施設・インフラの運営および管理の質を改善する。
- (3) 住宅地の施設・インフラの開発および運営における民間企業との協力を促進する。また、国営企業／地方政府企業の民営化をはかる。戦略地域の復興をはかる。
- (4) 歴史的な地域ならびに伝統的地域の保護をはかる。
- (5) 建築安全ガイドラインおよび基準を発行・編集する。
- (6) 建築安全監督機関の強化をはかる。

## 2.7 後進地域開発プログラム

このプログラムの目的は、後進地域の開発を迅速に進めるため、生産資材および物理的インフラへのアクセスを整備することである。また、人材の能力開発をはかり、慣習組織および伝統的組織を含む住民組織を強化する。ここでの目標として、後進地域の経済・社会文化的能力を高め、他の地域の開発と連携させる。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 施設・インフラの整備を促進する。
- (2) 移住政策居住区の開発。
- (3) 保護区、辺地、島、離島の潜在能力を引き出し、区画整理をはかる。
- (4) 天然資源、文化、慣習、伝統的習慣を生かした継続的な経済開発を進める。
- (5) 現地社会の利益に基づいた協力やパートナーシップを通じ、経済活動の支援をはかる。
- (6) 公的な意思決定プロセスにおける慣習組織の役割を高める。
- (7) 公正かつオープンで透明な法的支援および情報の提供をはかる。

## 2.8 境界地域開発プログラム

このプログラムの目的は、住民の生活水準および福祉を高め、境界地域の潜在能力を開発し、他国との境界地域の秩序および治安を改善することである。このプログラムの目標は、住民の社会経済生活および社会の活力の向上、地域潜在能力の活性化、境界地域の秩序および治安の安定を達成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 境界地域に位置する移住政策居住区含む、潜在的居住地区の開発を進める。
- (2) 閉鎖的な地域を開放し、製品の販売を可能にするため、輸送・通信サービスの充実をはかる。
- (3) 教育および保健を主とした基本的な社会サービスの改善をはかる。行政の管轄範囲および境界線を明確化する。
- (4) 鉱業および林業を主とした地域潜在能力の開発における民間の参加を促す。
- (5) 境界地域の保安、経済、天然資源活用に関し、隣国との協力態勢や協定の充実をはかる。

## 2.9 区画整理プログラム

このプログラムの目的は、区画整理計画編成システムを改善し、区域利用の充実化をはかり、灌漑用地および保護区を維持することである。また、各関係者が一貫して区画整理計画に基づいて活動できるよう、地方政府、司法機関、立法機関、住民組織を含む、現地の区画整理関連機関・組織の能力を高める。目標は、環境、安全、現地住民の文化・慣習を尊重した、効果的かつ一貫性のある区画整理計画を編成すること、整然とした区域利用を実行すること、中央および地方における区画整理関連機関の実績を高めることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 特に高度成長地域を抱える大都市のための、地域・地区別区画整理計画を編成する。この際、歴史的な価値の高い地域に配慮する。
- (2) 各関連機関の区画整理能力の向上、住民のための区画整理情報サービスの改善をはかる。
- (3) 中央・地方レベルでの区画整理業務に関連し、中央・地方間の調整・協議、地方間の協力、住民組織との協議をはかる。

## 2.10 国土管理プログラム

このプログラムの目的は、公正な方法で土地を利用・所有するために、国土管理体制を改善することである。そのため、慣習法による伝統的土地相続権(ulayat)を含む現地住民の権利を尊重し、中央および地方の国土管理機関の能力を高める。ここでの目標は、土地の所有権に対する法的な確証をとり、全国的に有効な国土管理方針および規制に基づいた各地方政府による住民のための効果的な国土管理サービスの実施を達成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 信頼性のある国土情報システムに支えられた、地方における国土管理サービスの改善をはかる。
- (2) 一貫性のある方法により国土法の確立をはかる。
- (3) 公平に配慮した方法により土地所有の管理をはかる。
- (4) 各地域の区画整理計画に従った土地利用の管理をはかる。これには、地方における区域利用或いは土地使用に関する許認可システムの充実化を含む。
- (5) 中央および地方の国土管理機関の能力を改善する。

## 3. 社会のエンパワメント

1999-2004年国策大綱を支援するため、以下のような社会エンパワメント・プログラムを実施する。

### 3.1 住民組織強化プログラム

このプログラムの目的は、生産的事業の開拓、社会的相互関係の開発、社会の活力の強化、現地住民および政府職員の潜在能力開発の器として、また、公的な決断をくだす場所として、現地住民が形成する社会経済組織の能力を高めることである。ここでの目標は、経済・社会・政治生活の改善に貢献できるよう住民の社会経済組織の発展を促すことである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 住民が形成する社会経済組織の発展を阻害する諸規制を撤廃する。

- (2) 各種援助をはかる。
- (3) 住民の社会経済組織へ情報を提供する。
- (4) 公的な決断をくだすにあたり、政府・住民組織間、各住民組織間のコミュニケーションおよび協議をはかるためのフォーラムを形成する。

### 3.2 貧困層エンパワメント・プログラム

このプログラムは、第4章およびその他の章で触れた貧困問題対策プログラムと切り離すことができない。プログラムの目的は、貧困家庭および貧困層のエンパワメントと能力開発をはかることである。そのため、社会経済・教育・保健・住宅設備およびインフラといった基本的ニーズを満たす公共サービスを供給、生産資源の供給、村落・都市部における中・小規模事業および非公式事業の促進をはかる。また、社会的な問題に直面した家庭およびグループ、経済危機による影響や病気・障害を乗り越える能力に欠ける家庭およびグループ、犯罪の被害者、高齢者、潜在的貧困層のための社会保護システムを開発する。このプログラムの目標は、貧困人口を減少させ、貧困／潜在的貧困家庭・階層の社会経済的状態を改善することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 特に教育および保健分野の基本的社会サービスといった形での援助、各種必需サービスの価格割引や助成、生活費や資本の援助をはかる。
- (2) 労働能力や生産的生活習慣を高めるため、貧困層を支える社会経済的施設・インフラの整備をはかる。
- (3) 一般社会、民間企業、政府機関において既に存在する社会保護システムの改善をはかる。
- (4) あらゆる形態の搾取を減少させるための政治的支援をはかる。
- (5) 社会保護システムを運用できるよう地方政府の能力を改善する。

### 3.3 住民の自営能力促進プログラム

このプログラムの目的は、様々な社会問題の解決と貧困層および浮浪者の救済を実行するにあたり、住民の団結および社会の活力を強化し、自立性を高めるため、住民が自営するネットワークを開発することである。目標は、住民自営組織の発展、住民の団結と社会的活力の向上を達成することである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 地方政府の、住民自営ネットワークの開発を支援する能力を高める。
- (2) 住民自営組織の能力を改善する。
- (3) 自営能力促進活動の当事者間でコミュニケーションをはかるためのフォーラムを結成する。
- (4) 自営能力促進活動の当事者間の協力体制を築く。
- (5) 住民自営組織・機関の発展を阻害する諸規制を撤廃する。

## 4. アチェ、イリアン・ジャヤ、マルクに対する特別措置の迅速化

1999-2004年国策大綱に基づき、アチェ特別州、イリアン・ジャヤ、マルク、北部マルクの抱える問題を早期解決するために、以下のプログラムを実行する。

### 4.1 アチェ特別州プログラム

このプログラムの目的は、アチェ住民が平和で落ち着いた生活を早急に取り戻すことである。目標は、アチェ社会の公正、幸福、平和、平穏を実現し、愛国心および統一と団結の精神を高め、特別自治能力の向上をはかることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 特別自治計画を立て、特別自治を実施する。
- (2) アチェの特別自治を支援する法令を制定する。
- (3) 特別自治実施におけるメカニズムの整備および組織能力の向上をはかる。
- (4) アチェの長所についての情報普及をはかる。

- (5) より公正な中央・地方間の予算配分を決定する。
- (6) 県および市レベルの地方自治を重視する。  
さらに、以下のような基本的活動を進める。
- (1) 経済社会的施設・インフラの開発、現地住民の経済力改善、人的資源の質改善および最大限利用を通じ、社会生活の再建をはかる。
- (2) 暴力的行為をはたらいた者、人権を侵害した者、被害者へ物理的あるいは精神的損害を与えた者に対し、正直で、公正で、迅速な裁判による判決をくだし、人権侵害事件の解決をはかる。

#### 4.2 イリアン・ジャヤ州特別プログラム

このプログラムの目的は、イリアン・ジャヤ住民が開発に積極的に参加するよう現地社会のエンパワメントをはかり、民主的な地方政府の能力を高め、人権侵害事件の早期解決と、特別自治の早期実施をはかることである。目標は、質の高い人材を育て、地方行政サービスを最大限に機能させ、平和・幸福・公正を実現し、愛国心および統一と団結の精神を育み、人権侵害事件の解決をはかることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) 現地の文化に配慮した特別なアプローチを伴った公式・非公式な教育を通して、住民のエンパワメントをはかる。教育・保健・栄養・住宅地供給分野の基本的社会サービスに関連した特別便宜をはかる。特別自治支持規定の制定により特別自治を実施する。
- (2) 現地住民のための、経済資源獲得アクセスを整備する。一貫性のある支援システムにより現地社会の経済関連組織の開発をはかる。
- (3) 地域開発の迅速化を支える施設・インフラを整備する。

さらに、行政能力を高めるための基本的活動を挙げる。

- (1) 地方政府組織の開発・整備に努め、開発の末端として郡のエンパワメントをはかる。
- (2) 村、郡、県、市の拡張および各組織能力の改善をはかる。
- (3) 地方財政管理状況を整備・改善する。
- (4) 慣習組織および宗教組織の能力向上およびアクセス整備。
- (5) 立法機関、地方政府、慣習組織を含むイリアン・ジャヤの現地政治組織間のコミュニケーション促進と関係の整備。

さらに、法律・人権侵害事件の解決策として以下の基本的な活動を進める。

- (1) 正直で公正な裁判を行う。伝統的土地相続権(ulayat)に基づく地域の天然資源を運用・享受できるよう、慣習社会の権利を認め、尊重する。
- (2) 慣習社会に損失を与える天然資源運用契約の見直しをはかる。
- (3) 人権侵害問題の解決および地方開発の実行に関し、社会のあらゆる層やグループとコミュニケーション・対話をはかれるよう、ネットワークを開発する。

#### 4.3 マルクおよび北部マルク特別プログラム

このプログラムの目的は、マルクと北部マルクで住民グループの起こした暴動の影響を受けた社会を、本来の状況に回復させることである。目標としては、治安を取り戻し、長期化した暴動により混乱している社会を再建し、人権侵害や暴力行為を行った者の裁判を行う。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

- (1) ゴトン・ロヨン（相互扶助）フォーラムや対話を通じて異なる宗教の信徒間・グループ間の関係を修正することで、社会生活の平常化をはかる。
- (2) 外部の扇動に動じないよう社会の活力を強化する。
- (3) 多様性、人間性、国民性の価値を認識するため宗教的な啓蒙をはかる。

さらに、以下の基本的活動に取り組む。

- (1) 破壊した経済的基盤の再建を通じて、住民の社会経済生活の回復をはかる。
- (2) 難民へ事業資金や新しい土地を提供する。
- (3) 特に、宗教・教育・保健分野における公共施設・インフラの修復をはかる。
- (4) 公正な方法により個人や社会の権利を取り戻す。
- (5) 教員、保健要員、その他公共サービス要員を再供給する。
- (6) 難民家庭および暴動発生地域の学齢児童に対し教育を実施する。
- (7) 難民問題の総合的解決をはかる。
- (8) 地方の政情および治安の回復をはかる。

さらに、以下の基本的活動に取り組む。

- (1) 人権侵害者について、正直、正当かつ迅速な裁判を行い、法および人権の確立をはかる。
- (2) 被害者へ一定の物質的・精神的な補償を与える。
- (3) 地域開発に貢献できるよう宗教組織および慣習組織の能力を高める。
- (4) 地方政府の任務および機能を最大限果たすため、地方行政機関の能力を高める。

D. 地方開発プログラムのマトリックス表

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
I. 地方自治促進			
1.	一般社会および経済・政治・法・慣習法などと関連する組織、NGO組織、および統一国家インドネシア共和国内の全階層のエンパワメントの一環として、広範に及ぶ、実質的で、自主責任に基づいた地方自治を達成する。	1. 地方政府要員の能力改善	1 州・県・市・村の政府機関における地方分権化関連業務遂行能力を備えた人材が確保される。
2.	州、県/市、村の地方自治の有効性を研究する。	2. 地方政府組織の能力改善	1. 州・県・市レベル地方分権化実施機関のより効果的かつ効率的な組織構築および機能化が達成される。 2. 政府組織の各レベル間の調和のとれた協力関係が確立される。
3.	許認可交付および資源運用の地方分権化、投資の分散化を通して、地方の利益を優先することにより、中央・地方間の財政的均衡をはかる。	3. 地方財政管理体制の改善	1. 地方収入による行政経費負担率が上昇する。 2. 地方間の予算分配率の均衡化が達成される。
4.	広範に及ぶ、実質的で、自主責任に基づいた地方自治の実施において地方議会の役割および機能を高める。	4. NGO組織強化	1. 地方分権化の実施が確立される。 2. 地方自治推進を支援するシステムおよびメカニズムが構築される。 3. 地方行政に対する効果的な管理メカニズムが構築される。
II. 地域開発の迅速化および開発の均衡化			
5.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	地域経済の成長	1. 辺地および遠隔地域へのアクセスが整備される。 2. 地域間の投資・生産フローが円滑化される。 3. 潜在的可能性のある地域、高度成長地域、移住政策地域、境界地域、後進地域における施設・インフラが充実する。 4. 新たな経済成長中心地域が開発される。 5. 労働力吸収率の向上および就業・起業機会の拡大が達成される。 6. 一般住民の経済活動が成長する。
6.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	戦略地域および急成長地域の開発	1. 地域経済開発の拠り所としての新たな経済成長中心地域が発展する。 2. 生産センターにおける経済活動の生産性および付加価値が向上する。 3. 生産活動とマーケティング活動との関係が改善される。 4. 地域開発の促進における地方立地条件の最大限利用が達成される。 5. 地域開発の促進における地域間の協力態勢が確立される。

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 環境を破壊せずに土地・水資源の最大限利用が達成される。</li> <li>7. 優良品目についての生産性が向上する。</li> <li>8. 土地・水の利用および保護における住民組織の能力が向上する。</li> </ul>
7.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	村落の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 村落社会の所得が増加する。</li> <li>2. 村落における就業機会が拡大する。</li> <li>3. 住民経済組織の能力が向上する。</li> <li>4. 市場へのアクセス、情報の把握、販売網の確立が達成される。</li> <li>5. 住民の事業能力が向上する。</li> <li>6. 加工生産・販売網が確立される。</li> <li>7. 村落経済発展の支援を行う政府組織の能力が向上する。</li> </ul>
8.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	住宅地の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 必要条件を満たした住宅に住む人口が増加する。</li> <li>2. 住宅ローンの金利が安定する。</li> <li>3. 住宅の需要と供給のバランスが達成される。</li> <li>4. 民間による住宅開発が増進する。</li> <li>5. 住宅助成の効果が表れる。</li> <li>6. 民間および政府が建設したアパートの数が増える。</li> <li>7. 賃貸アパートの占有率が高まる。</li> <li>8. 住宅供給・運営分野における国営企業/地方政府企業の管理の効率が上がる。</li> <li>9. 住宅ローンの抵当証券のセカンダリー市場における資本形成が達成される。</li> </ul>
9.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	都市開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 都市開発運営の効率が上がる。</li> <li>2. 公共サービスの実績が上がる。</li> <li>3. 都市計画・都市開発における市民・民間企業の参加メカニズムが確立される。</li> <li>4. 都市部における犯罪および貧困率が低下する。</li> <li>5. 都市部における中小企業の成長率が上がる。</li> <li>6. 都市部における投資率が上がる。</li> <li>7. 再建に成功した戦略地域、歴史的な地域、伝統的地域の数が増える。</li> <li>8. 都市間、都市・村落間の開発協力関係が達成される。</li> </ul>
10.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	居住施設・インフラの開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の安全性に関する法が整備される。</li> <li>2. 経済開発における戦略的地域の復興に対する民間投資額が増加する。</li> <li>3. 住宅施設・インフラ関連のサービスのレベルが向上する。</li> <li>4. 浸水地区が減少する。</li> <li>5. 公共輸送サービスが改善される。</li> </ul>

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			6. 伝染病流行が減少する。 7. 地方政府企業(BUMD)の収入が上がる。 8. 住宅施設・インフラの開発・運営に対する民間投資額が上がる。 9. 住宅施設・インフラの開発・運営に従事している地方政府企業(BUMD)の能率が上がる。
11.	地方分権および地方自治の原則に基づき、全地域、なかでも東部インドネシア、国境地域、その他の後進地域における開発を促進する。	後進地域の開発	1. 後進地域開発に関わる地方政府の能力が向上する。 2. 開発が始まった後進地域の数が増加する。 3. 後進地域、特に東部インドネシアに位置する後進地域における開発活動が進む。 4. 地方総生産(PDRB)が上昇する。 5. 住民1人当りの地方総生産(PDRB)が上昇する。 6. 国内総生産に対する東部インドネシア地方総生産(PDRB)の率が上がる。
12.	地方分権および地方自治の原則に基づき、全地域、なかでも東部インドネシア、国境地域、その他の後進地域における開発を促進する。	境界地域の開発	1. 境界地域開発に関わる地方政府の能力が向上する。 2. 開発が始まった協会地域の数が増加する。 3. 境界地域における開発活動が進む。
13.	地方経済の当事者のエンパワメントおよび地方の潜在能力の啓発をはかり、物理的、社会的な空間整備に配慮し、地方自治と並行して経済成長の均衡化を達成することを通して、効果的で強固な地方経済の開発を迅速化する。	区画整理	1. 地方の区画整理計画およびその関連規定が整備される。 2. 政府と一般社会のために効果的に区画整理計画が利用される。 3. 区画整理における民間の参加が高まる。 4. 区画整理関連問題／争いが減少する。
14.	伝統的な土地相続法(ulayat)や慣習社会の権利を含む現地住民の権利を尊重しながら、また調和とバランスのとれた区画整理を心がけつつ、公正で、透明で、生産性の高い方法による土地利用推進策を開発する。	国土管理	1. 国土管理サービスに関わる地方政府の実績が向上する。 2. 国土管理・土地利用管理サービスに活用されるデータの範囲拡張および質の改善が達成される。 3. 土地関連問題／争いが減少する。 4. 市民の需要に則した国土管理規定の制定と実施がなされる。
III. 社会のエンパワメント			
15.	1. インフラ整備、アグリビジネスや小規模産業の開発、組織開発、技術習得、天然資源活用を推進することを通して、住民、特に農民や漁民のエンパワメントの一環として、村落開発を迅速化する。 2. 十分な教育予算の確保により、地方の潜在能力と利益に従った地方人材の質向上をはかる。	住民組織の強化	1. 経済活動に関わる住民組織の能力が向上する。 2. 開発に関わる決裁・計画・実行・監視プロセスにおける住民組織の参加が高まる。 3. 政府・住民組織間のコミュニケーションや協議をはかるためのフォーラムが確立される。

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
16.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インフラ整備、アグリビジネスや小規模産業の開発、組織開発、技術習得、天然資源活用を推進することを通して、住民、特に農民や漁民のエンパワメントの一環として、村落開発を迅速化する。</li> <li>2. 十分な教育予算の確保により、地方の潜在能力と利益に従った地方人材の質向上をはかる。</li> </ol>	貧困層のエンパワメント	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貧困人口が減少する。</li> <li>2. 社会保護・保障システムが開発される。</li> <li>3. 貧困層保護のための法令が整備される。</li> <li>4. 住民のための社会サービスが改善される。</li> </ol>
17.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インフラ整備、アグリビジネスや小規模産業の開発、組織開発、技術習得、天然資源活用を推進することを通して、住民、特に農民や漁民のエンパワメントの一環として、村落開発を迅速化する。</li> <li>2. 十分な教育予算の確保により、地方の潜在能力と利益に従った地方人材の質向上をはかる。</li> </ol>	住民の自営能力促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の自営組織が発展する。</li> <li>2. 自営事業ネットワークが構築される。</li> <li>3. 住民の連帯が高まる。</li> <li>4. 社会の活力が高まる。</li> </ol>
IV. 地方に対する特別措置の迅速化			
18.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統一国家インドネシア共和国という枠組みの中での特別地域の自治体制確立と、地方に存在する問題の公正な方法による総合的解決をはかるには、真剣かつ迅速な措置を要する。</li> <li>2. 法律上、アチェ特別州を特別自治区に定め、アチェの人々の社会文化的生活の調和と多様性を尊重しながら、統一国家インドネシア共和国の民族の融合性を維持する。</li> <li>3. アチェが軍事作戦地域に指定されていた当時およびその指定が解除された後に起きた人権侵害事件を法廷で裁き、公正さと尊厳をもった方法でアチェ問題を解決する。</li> </ol>	アチェ特別措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アチェの特別自治に関する法令が制定される。</li> <li>2. アチェの個別性に対する国民の認識が高まる。</li> <li>3. 社会秩序が高まる。</li> <li>4. 地方政府委員の能力が向上する。</li> <li>5. 援助を受けているプサントレン(全寮制のイスラム教育施設)が増加する。</li> <li>6. 学齢人口の就学率が上昇する。</li> <li>7. 就業機会へのアクセスが整備される。</li> <li>8. 銀行や協同組合等から資金援助を得ている住民が増加する。</li> <li>9. 経済社会的施設・インフラが充実する。</li> <li>10. 人権侵害事件が公正な裁判によって裁かれる。</li> <li>11. 人権侵害事件被害者に対して公正な方法で物質的・精神的被害に対する補償がなされる。</li> <li>12. プサントレン、慣習・文化組織、教育委員会により実施される啓蒙活動が高まる。</li> <li>13. 分離主義運動の参加者が減少する。</li> </ol>
19.	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律上、イリアン・ジャヤ州を特別自治区に定め、イリアン・ジャヤの人々の社会文化的生活の調和と多様性を尊重しながら、統一国家インドネシア共和国の民族の融合性を維持する。</li> <li>2. イリアン・ジャヤで起きた人権侵害事件を法廷で裁く。</li> </ol>	イリアン・ジャヤ特別措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現地住民の教育レベルが向上する</li> <li>2. イリアン・ジャヤ全体における行政サービスが改善される。</li> <li>3. 社会経済サービスへのアクセスが改善される。</li> <li>4. 現地住民の社会福祉が改善される。</li> <li>5. 社会正義と平和な生活が確立される。</li> <li>6. 慣習社会の伝統的土地相続権(ulayat)が尊重される。</li> <li>7. 人権侵害事件が解決される。</li> <li>8. 統一国家インドネシア共和国国民としての意識が高まる。</li> </ol>

No.	国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
20.	<p>国家の統一性を維持し、高めるべく、長期化している社会の摩擦を公正で、実質的で、総合的な方法をもって解消し、また当事者である市民へ能動的な和解を促すよう政府が迅速な措置をとることを命じる。</p>	<p>マルク・北部マルク特別措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会正義が達成されたとの意識が高まる。</li> <li>2. 社会の連帯感と活力が高まる。</li> <li>3. 必要条件を満たした住居が整備される。</li> <li>4. 社会・経済・文化的活動を行う場所が完備される。</li> <li>5. 住民の労働意欲が高まる。</li> <li>6. 政府機関の地域管理能力向上し、地方政府に対する住民の信頼が回復する。</li> <li>7. 長期化した暴動により低迷していた経済活動が快復する。</li> </ol>